

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月29日

【事業年度】 第5期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

【会社名】 株式会社ライズ・コンサルティング・グループ

【英訳名】 Rise Consulting Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長COO 松岡 竜大

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6441-2915

【事務連絡者氏名】 取締役COO 進藤 基浩

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6441-2915

【事務連絡者氏名】 取締役COO 進藤 基浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
売上収益 (千円)	3,431,633	4,761,074	6,155,972	7,679,866
税引前当期利益 (千円)	826,477	1,312,488	1,779,791	1,908,614
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	682,564	965,843	1,315,359	1,418,334
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	682,564	965,843	1,315,359	1,418,334
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	2,746,630	3,733,723	5,156,069	6,314,680
総資産額 (千円)	7,028,006	7,533,319	8,521,930	9,200,725
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	113.18	153.85	157.20	259.76
基本的1株当たり当期利益 (円)	28.12	39.80	54.04	58.65
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	27.99	39.39	51.92	56.62
親会社所有者帰属持分比率 (%)	39.08	49.56	60.50	68.63
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	28.64	29.81	29.59	24.73
株価収益率 (倍)	-	-	17.8	10.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	915,964	884,524	1,225,605	1,447,943
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	57,675	23,929	1,548	16,519
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	351,483	489,335	483,577	864,710
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	780,833	1,152,093	1,892,573	2,459,288
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	180 (11)	223 (13)	264 (6)	330 (3)

(注) 1. 第3期より国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。また、第2期についても2021年3月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。

2. 第2期及び第3期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

3. 第2期から第5期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、RSM清和監査法人により監査を受けております。

4. 従業員数は就業人員(在籍出向者及び当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. 当社は、2023年6月28日開催の取締役会決議により、2023年7月14日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
売上高 (千円)	-	3,431,633	4,760,074	6,155,372	7,671,154
経常利益又は経常損失 () (千円)	201,054	194,645	616,117	1,097,952	1,155,416
当期純利益又は当期 純損失() (千円)	201,291	20,915	265,501	625,810	667,575
資本金 (千円)	30,000	110,000	110,000	162,980	174,245
発行済株式総数 (株)	2,184,011	2,426,711	2,426,711	24,430,450	24,655,760
純資産額 (千円)	1,982,728	2,030,486	2,296,339	3,028,111	3,436,575
総資産額 (千円)	5,768,956	5,851,129	5,654,616	5,968,748	5,888,921
1株当たり純資産額 (円)	907.84	83.67	94.62	123.93	141.35
1株当たり配当額 (1株当たり中間 配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9.00 (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失() (円)	123.77	0.86	10.94	25.71	27.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	24.70	26.65
自己資本比率 (%)	34.37	34.70	40.60	50.73	58.35
自己資本利益率 (%)	-	1.04	12.27	23.51	20.66
株価収益率 (倍)	-	-	-	37.4	22.8
配当性向 (%)	-	-	-	-	32.6
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用人員) (名)	94 (-)	180 (11)	223 (13)	264 (6)	330 (3)
株主総利回り (比較指標：TOPIX配当込み) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	66.4 (102.6)
最高株価 (円)	-	-	-	1,110	1,006
最低株価 (円)	-	-	-	737	579

- (注) 1. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であるため期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。
2. 第1期から第4期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
3. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第1期から第3期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第2期から第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、R S M清和監査法人の監査を受けております。また、第1期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

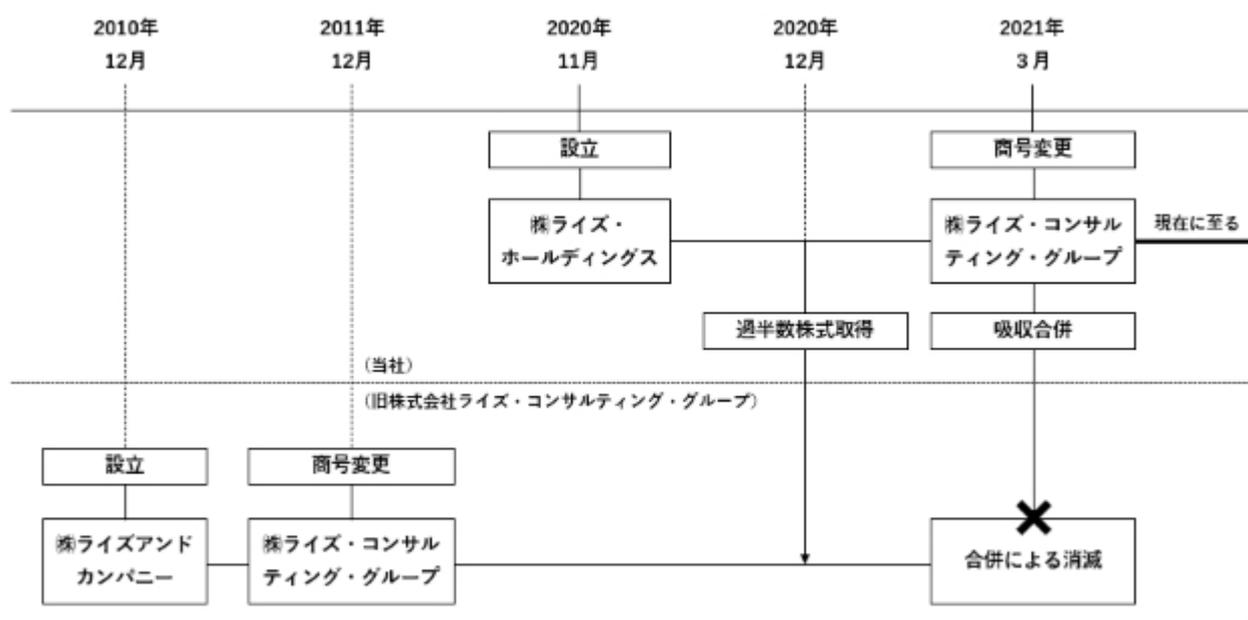
6. 当社は、2020年11月27日にサンライズキャピタル株式会社（2024年4月22日に「CLSAキャピタルパートナーズジャパン株式会社」から社名変更）がサブアドバイザーを務めるSunrise Capital, L.P.等のファンドによるレバレッジド・バイ・アウト(LBO)を実施するため、ファンドによる出資受入れの受皿会社として、株式会社ライズ・ホールディングスの商号で設立されました。その後、当社は、2020年12月25日に旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式を取得して子会社化し、2021年3月1日に当社を存続会社、旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを消滅会社として吸収合併を行い、また、同日に商号を株式会社ライズ・ホールディングスから株式会社ライズ・コンサルティング・グループに商号変更を行い、実質的に事業を承継いたしました。
7. 第1期は、2020年11月27日から2021年2月28日までの3ヶ月と4日間であります。なお、旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループから実質的に事業を承継したのは第2期からであり、第1期における売上高の計上はありません(実質的に事業を承継した2021年3月1日以前の期間の売上高は旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループにて計上している)。一方で、費用は設立日である2020年11月27日から2021年2月28日までに発生したものを計上しているため、経常損失及び当期純損失を計上しております。
8. 従業員数は就業人員(在籍出向者及び他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
10. 当社は、2023年6月28日開催の取締役会決議により、2023年7月14日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 2023年9月12日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第1期から第4期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2023年9月12日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

< 当社(新株式会社ライズ・コンサルティング・グループ)の設立経緯について >

当社の前身となる旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループは「戦略の実行」と「成果の上昇」にこだわったコンサルティングサービスを提供する会社として設立され、日本を再び上昇させるという「次の未来を創造する」ことを目指し事業を進めてまいりました。「Sunrise Capital (JPY), L.P.」、「Sunrise Capital (Non-US), L.P.」及び「Sunrise Capital , L.P.」の3社(以下総称して「サンライズキャピタル」という。)との資本提携によるLBO(レバレッジド・パイアウト)実行のプロセスにおいて、旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを承継するために2020年11月27日に株式会社ライズ・ホールディングスが設立されました。株式会社ライズ・ホールディングスは、2020年12月25日に旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式の過半数を取得して子会社化し、その後2021年3月1日に旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを吸収合併すると同時に、商号を株式会社ライズ・コンサルティング・グループに変更いたしました。

上記の変遷を図示いたしますと以下のとおりとなります。



< LBOについて >

当代表取締役であった朝日電樹氏が、当社のさらなる成長加速のため、コンサルティングファームの実情に詳しく上場の支援を行った実績もあるサンライズキャピタルに声掛けし協議を重ねた結果、サンライズキャピタルの豊富な経験や広範なネットワーク、経営資源を活用することで、これまで築き上げてきた顧客との継続的な関係を最大限に生かしつつ、事業を更に成長させること、また、より一層の営業力強化や優秀な人材確保を図り事業の成長を加速させることを目的としてLBOを行いました。

なお、LBOによる借入金増加に伴い、総資産に占める有利子負債の割合が増加しましたが、当社の業績は順調に推移し借入金の返済も順調に行われているほか、コーポレートローンへの借り換えにより、金利条件の良化及び財務制限条項の撤廃を実現しており、最近連結会計年度末(2025年2月末)の総資産額に占める有利子負債の割合は20.8%(2024年2月末比8.2%減)となっております。借入金の状況については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に記載しております。

また、当社はLBOによる旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式の取得に伴い、のれんを計上しております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上することとなります。当社では、当該のれんの減損リスクを認識し、対策として、経営成績の定期的なモニタリング、優秀な人材の採用・育成、新たな領域への展開を進める等、適切な対応を行い将来の収益性を向上させてまいります。そのほか、当該のれんの減損リスクの内容については「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (2) 主要な事業等のリスク」に記載しております。

以下におきましては、当社の実質上の存続会社である旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ及び当社の沿

革を記載しております。

< 当社の沿革 >

年月	変遷の内容
2020年11月	株式会社ライズ・ホールディングス(資本金5千円)を設立(東京都港区)
2020年12月	旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの過半数の株式を取得して、同社を子会社とする
2021年3月	旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを吸収合併し、同日、株式会社ライズ・コンサルティング・グループに商号変更
2021年3月	本社を東京都港区東新橋より六本木へ移転
2022年2月	株式会社ライズ・クロス(現連結子会社)を設立(東京都港区)
2023年2月	株式会社NTTデータと資本業務提携契約を締結
2023年9月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

(注) 事業年度終了後に発生した事項

2025年4月 株式会社SHIFTと資本業務提携契約を締結

株式会社SHIFTとの資本業務提携契約に関する詳細につきましては、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。

< 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの沿革 >

年月	変遷の内容
2010年12月	「戦略の実行」と「成果の上昇」にこだわったコンサルティングサービスの事業拡大を目的とし、東京都港区に株式会社ライズアンドカンパニー(資本金30,000千円)を設立
2011年12月	株式会社ライズ・コンサルティング・グループ(旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ)に商号変更
2012年2月	経営コンサルタント業務開始
2015年6月	本社を東京都港区六本木内で移転
2016年3月	ISO27001の認証を取得
2021年3月	株式会社ライズ・ホールディングスが旧株式会社・ライズ・コンサルティング・グループを消滅会社とする吸収合併を実施

3 【事業の内容】

当社グループは、「PRODUCE NEXT ~しあわせな未来を、共に拓く。~」をMISSIONとして、幅広い領域における総合コンサルティング事業を展開しております。

当社のコンサルティング事業では、単に報告書を提出することから脱却し、顧客に伴走しながらHands-onで顧客課題の解決にコミットするコンサルティングサービスを展開しております(Hands-on Style)。また、プロジェクトの中で日々変わっていく課題に対応するために、あえて明確なスコープを設定せず(Scopeless(注1))、本質的な課題に取り組み形でのコンサルティング契約を基本としております。また、コンサルティングの結果として膨大な時間をかけて報告書を作成するのではなく、実行支援に注力することで顧客の真の成果を生み出すことを重要視しております(More than Reports)。具体的には、戦略策定段階においては、PoC(Proof of Concept: 概念実証)や実行支援を見据えた構想策定と具体的なサービス提案を行います。実行段階においては、Scopelessで各課題への対応を行い、顧客自身が自ら事業を推進できるようになるまで伴走支援をしております。

さらに、当社は、優秀な人材を厳選して採用しており、各分野の専門知識と豊富な経験を持つプロフェッショナルがコンサルティングサービスを提供しております(Professionals)。このように、当社独自の4つの手法を用いて、顧客に寄り添った高品質なコンサルティングサービスを提供しております。

(当社の特徴)



当社は、高品質なコンサルティングサービスの提供を行うためには、コンサルタントの採用及び育成が重要と考えております。そのため、優秀な人材の採用に加え、体系だった研修カリキュラムによるOff-JTの環境と手厚いOJT体制により早期戦力化する仕組み・環境を構築しております。

また、当社の特徴として、特定の領域に限定することなく業界やサービス領域を超えてプロジェクトにアサインされる「One Pool制」と、「One Pool制」の組織を維持しながらも、System TransformationやGreen Transformation、Health Care等、クライアントからのニーズが高いテーマの研究開発、営業等を行う「プラクティス」を併用しています。そのため、コンサルタントは様々な領域の経験を積みながら、専門的な知識を身につけることが可能です。

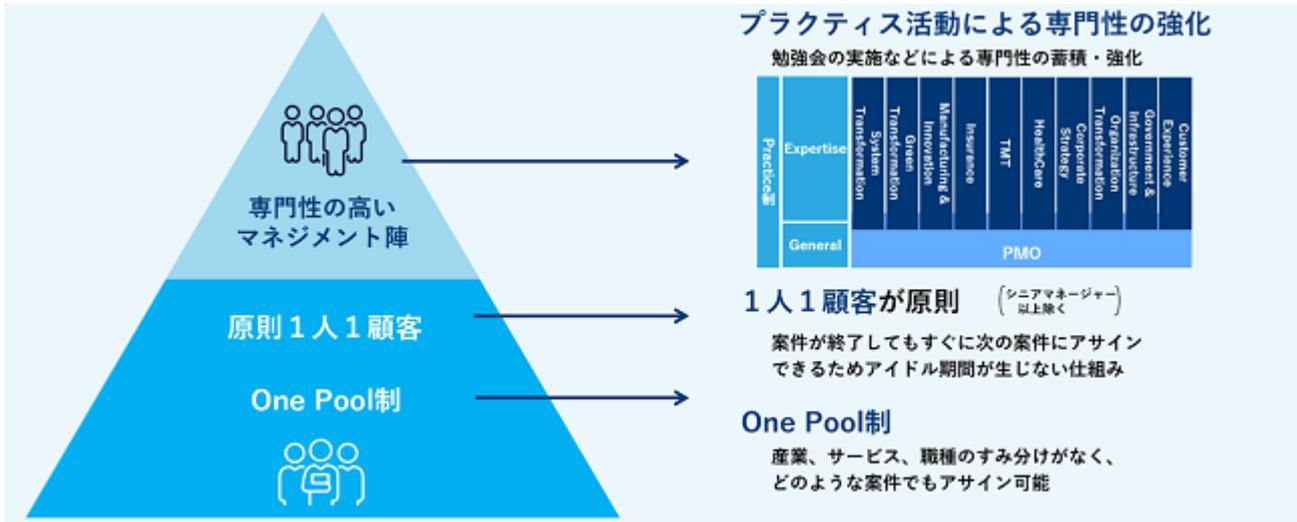
加えて、当社は、マネージャー以下について原則1人1顧客を受け持つ仕組みとしているため、案件が終了してもすぐに次の案件にアサインすることが可能であり、アイドルタイムが生じない仕組みを構築しています。結果として高い稼働率(注2)を実現することが出来、売上高の最大化を追求することが出来ます。

また、高い給与水準等により従業員への還元を実施することで、モチベーションの維持・向上をしながらも、徹底的な間接コストの管理(管理部門の業務について、システム、自動化ツール、マクロ等を用いて効率化を図ること等)を行うことで、営業利益の最大化にも努めています。

(注) 1. 「Scopeless」は、契約時に設定していた業務範囲を顧客の要請に応じて柔軟に変更するという意味しております。

2. 稼働率の定義・計算方法については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境、経営戦略 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

(柔軟な組織形態と仕組み)



当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていませんが、サービスラインを整理すると以下のとおりであります。

また、当社は、業界・領域を絞らずご支援させて頂いておりますが、テーマとしては特に以下図表に記載のプラクティステーマに注力しております。

(サービスライン)



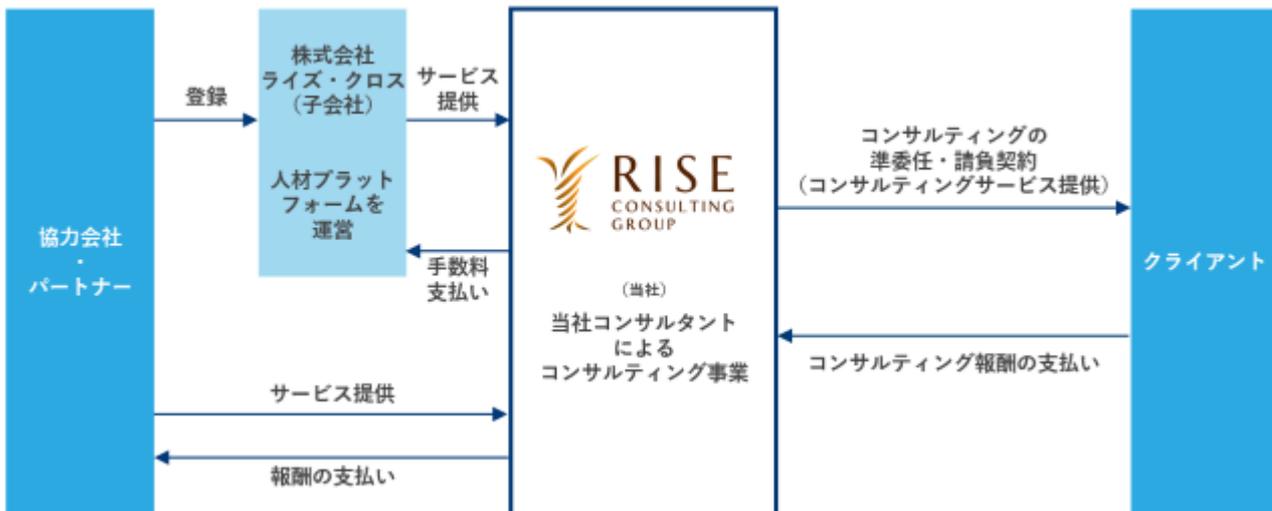
(プラクティスの詳細)



また、当社コンサルティング事業の成長には、内部の人材だけでなく、外部人材も活用することが必要であると考えております。当社の事業成長及びMISSIONである「PRODUCE NEXT ~しあわせな未来を、共に拓く。~」を実現するために、当社の子会社である株式会社ライズ・クロスは、協力会社プラットフォームを運営し、長期パートナーとしてご活躍いただけるコンサルタントの確保を行っております。当該取組みにより外部パートナー活用による外売上高は、2024年2月期（601,699千円）から2025年2月期（953,891千円）となり、内部人材のみでは機会損失となっていた案件の受注を実現し、リソース不足の解消に寄与しております。

なお、事業の系統図は、次のとおりであります。

(当社グループの事業系統図)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ライズ・クロス (注)2、(注)4	東京都港区	49,000	コンサルティング事業	100.0	役員の兼任 営業上の取引

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 当社の取締役及び執行役員の4名が、同社の役員を兼任しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	330(3)
---------	--------

(注) 1. 従業員数は正社員数と契約・嘱託社員数の総数(在籍出向者及び当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社グループはコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 最近日までの1年間において従業員数が66名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
330(3)	33.5	2.3	11,833

(注) 1. 従業員数は就業人員(在籍出向者及び他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、正社員と契約・嘱託社員に対して2025年2月28日から1年遡った期間に支給された総課税給与額(賞与含む。)を、同期間に支給した延べ従業員数で除した数に12を乗じて算出しております。

3. 平均勤続年数は、旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループでの勤続年数を引き継いで算出しております。

4. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

5. 最近日までの1年間において従業員数が66名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

2025年2月28日現在

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性 労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休 業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者	
5.6	30.0	51.0	53.0	15.0	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 男女の賃金差異については、役職・職位別の人数構成及び短時間勤務者によるものであり、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者のいずれにおいても、性別による人事制度上の差を設けておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社の社名に含まれる「RISE(ライズ)」には、「顧客企業の成果を上昇させる」、その結果として「日本を再び上昇させる」という決意をこめております。その決意の下、創業当初より「次の未来を創造すること」=「PRODUCE NEXT」をMISSIONとして掲げ、コンサルティング活動等の事業活動を通じて「顧客企業にとって上昇し続ける成果のスパイラルを生み出す」ことにより、顧客企業の次の未来を創造し、日本の再生に貢献することを目指してまいりました。創業当初の経営理念の実現とそれに伴う当社の成長を実現していく中で、2022年12月には、これまでの取り組みを継承しつつ、新たなMISSION、VISION、VALUEとして以下を掲げ、当社の更なる発展に向けた取り組みを開始しています。

- ・MISSION 「PRODUCE NEXT ~しあわせな未来を、共に拓く。~」
- ・VISION 「TOP of MIND ~いつの時代も、いちばん必要とされる存在に。~」
- ・VALUE 「RISE above RISE ~絶えず進化を、絶えず成長を。~」

当社の経営の基本方針は、クライアントバリューの最大化に拘り、「ピュアコンサルティングタイムの最大化」と「社員のケイパビリティの最大化」のバランスを重視しながら、「企業価値の向上」と「PRODUCE NEXTの実現」を達成することです。人材育成、営業の深化と探索、品質管理・ナレッジ向上、そしてこれらのエコシステムを形成し、ピュアコンサルティングタイムを最大化することで、「企業価値向上」を実現していくことができます。また、「オープンネス(開放性)」と「フェアネス(公正性)」な環境を整備すること、待遇・働く場所・時間等を柔軟に選ぶことができ、個人の志向に沿ったキャリア形成を実現できること、そして、そのような様々な働き方の実現と機会を提供するために新規事業を開発することで、社員の成長や働きやすさ(ケイパビリティ)を最大化して「PRODUCE NEXT」の実現が達成できると考えます。また、当社においては、「ピュアコンサルティングタイムの最大化」と「社員のケイパビリティの最大化」が健全な仕組みとして機能するためのバランスとして、「ウェルビーイング」や「コンプライアンス」に関連する活動についても積極的に取り組んでおります。

今後は、既存のコンサルティング事業を軸としながらも、収益モデルの多角化やシナジーを生む新規事業を創出するといったチャレンジを続けてまいります。この経営方針に従い持続的な企業価値向上を目指していきたくと考えております。

(2) 経営環境、経営戦略

我が国の経済は、企業の設備投資や個人消費の持ち直しにより、経済活動は緩やかに回復の動きが見られました。しかしながら、海外情勢に伴う世界的な各種物価の上昇や為替相場の大幅な変動、米国新政権の通商政策による日本経済への影響等、我が国の経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このように激しく変化する市場環境に対応すべく、日本の各企業は、ビジネス機会の創出や更なる企業価値向上を目指すための積極的な取り組みを行っており、企業活動へのコンサルティング支援に対する需要は今後さらに高まっていくものと考えられます。

このような事業環境のもと、当社グループでは、下記の成長戦略のロードマップに基づき、中長期的に業績向上を図ることを目指してまいります。

(成長戦略のロードマップ)

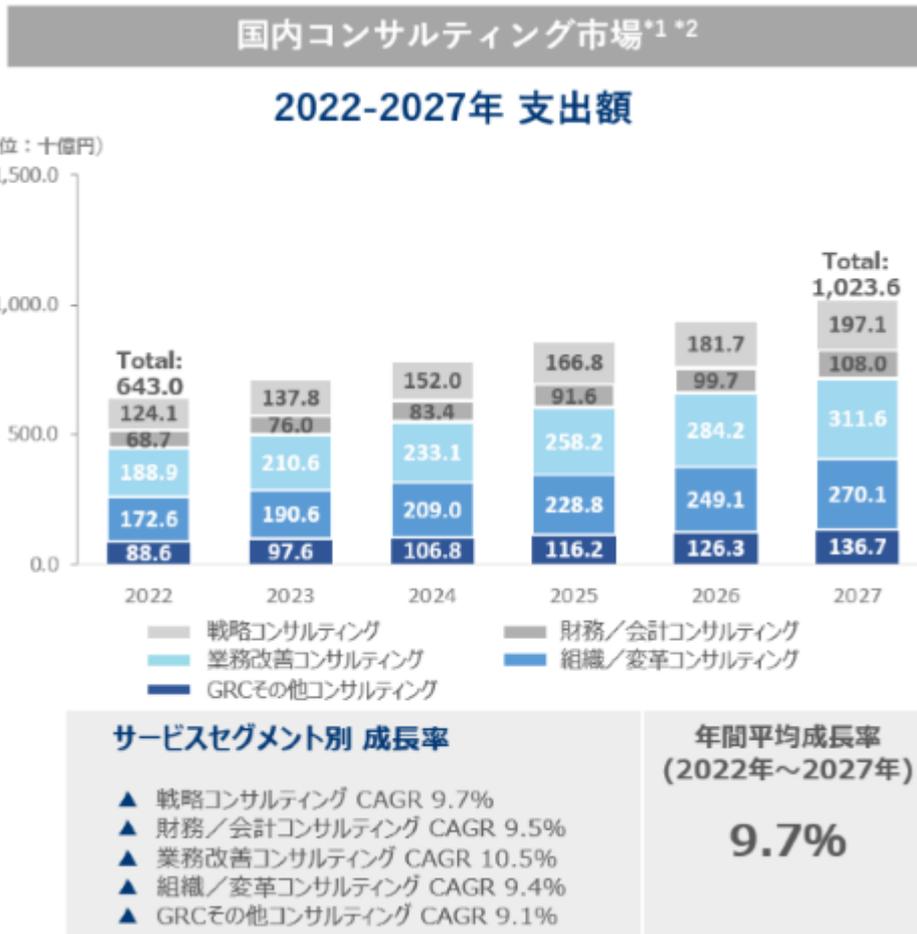


- (注) 1. TAM= Total Addressable Market
2. 短期・中期は3～5年、長期は5年超のイメージです

市場規模について

当社が属する国内ビジネスコンサルティング市場は、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進や業務改革の加速、生成AIの活用拡大などを背景に、今後も堅調な成長が見込まれております。

国内ビジネスコンサルティング市場は、2022年から2027年までの年間平均成長率は9.7%で推移し、2027年には約1兆230億円に達する見通しです。（IDC Japan株式会社 2023年8月「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2023年～2027年」より）。



- (注) 1. IDC Japan, 2023年8月「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2023年～2027年」(JPJ49210623)
2. 当社が事業を展開する領域のイメージであり、当社が2025年5月現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示すものではありません。また、本スライドに記載の数字は、外部の調査資料に依拠したものであり、その正確性にはかかる調査資料に固有の限界があるため、実際の規模とは異なる可能性があります。

経営戦略について

当社グループは、継続的な成長と企業価値の向上を図るべく、2026年2月期から2030年2月期までの5年間を対象とした中期経営計画を策定いたしました。今後もコンサルティング事業を主軸とし、採用強化と営業強化を両立させながら、事業規模の拡大を図ってまいります。

本中期経営計画期間においては、売上収益の年平均成長率（CAGR）は20～25%、最終年度における営業利益率は25～30%を目指しております。当社は、この目標を達成するため、以下の2点を主な成長戦略として掲げています。

1. スケーラビリティ確保

スケール化に向けた基盤強化

- ・ 案件獲得：プラクティス拡充によるケイパビリティ拡大及びインサイドセールスによるCRM強化
- ・ 人材獲得：採用体制の更なる強化と従業員エンゲージメントの向上による離職率低減
- ・ 品質・生産性向上：コンサルティング業務等への生成AI活用強化

2. TAMの拡大

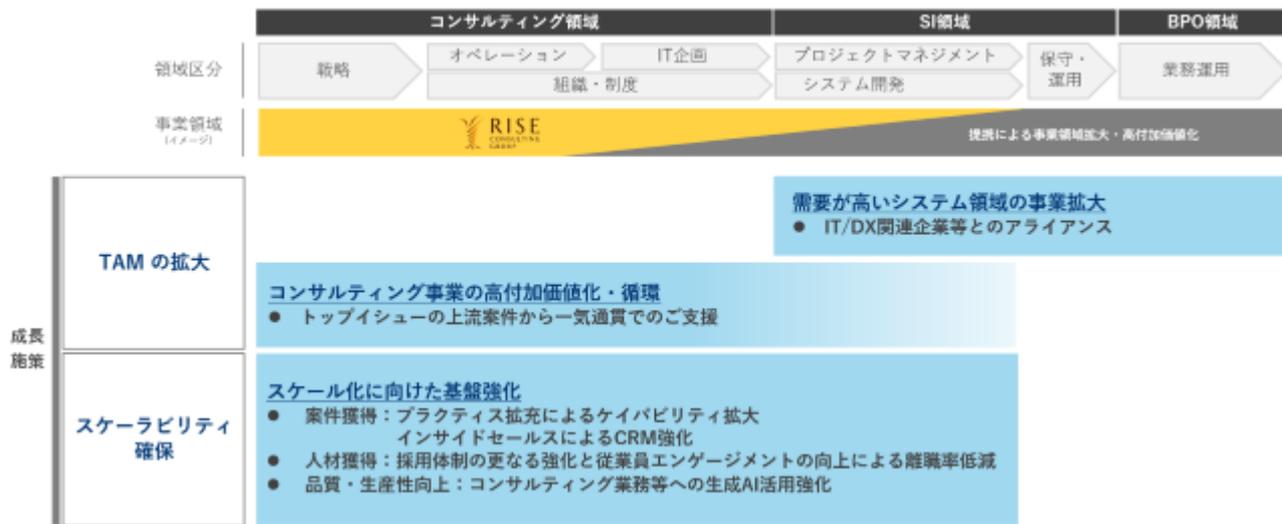
コンサルティング事業の高付加価値化・循環

- ・ トップイシューの上流案件から一気通貫でのご支援
- #### 需要が高いシステム領域の事業拡大
- ・ IT/DX関連企業等とのアライアンス

（数値目標）

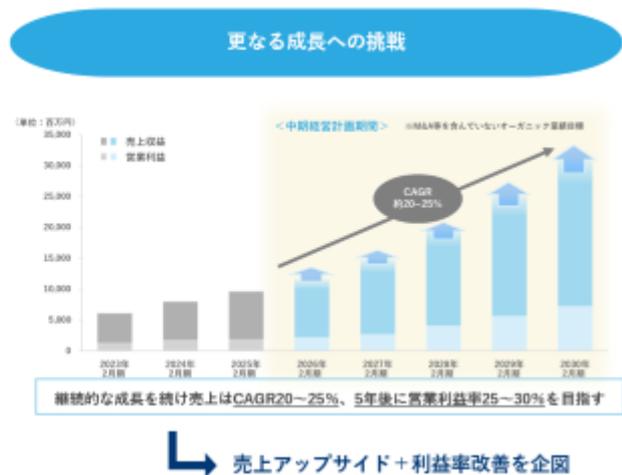
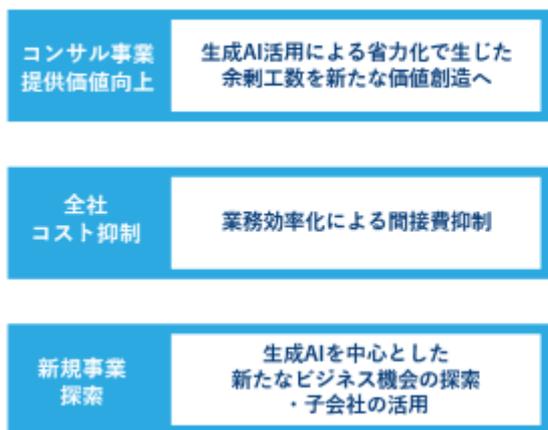


(成長戦略)



また、更なる成長に向け、生成AI等の先端技術の積極的な活用や新規事業の探索を通じて、売上のアップサイドの確保及び利益率の改善を図ってまいります。

(更なる成長に向けて)



経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は創業以来、“最高品質のデリバリーが最大の営業戦略”をモットーに顧客からの信頼を獲得しながら、売上を拡大してまいりました。今後もコンサルティング事業の基盤をさらに強化し、企業価値の向上を実現するため、売上収益と営業利益を重要視しております。

当社の売上成長性、収益性を強化する上で重要となるのが、主要KPIとして掲げている稼働対象の「コンサルタント人員数」「コンサルタント稼働率」「コンサルタント平均単価（月額）」となります。

稼働対象コンサルタント人員数（注1）

当社グループにおいては、各企業のニーズに応えたコンサルティング業務を推進するために優秀な人材の確保が重要であると考えております。

稼働対象コンサルタント稼働率（注2）

コンサルティング事業においては、コンサルティングサービスの需要に応じて最適にコンサルタントをアサインすることが重要な経営戦略となります。したがって、コンサルタントの稼働率の情報は、足元の需要の変化と当社グループの経営資源のバランスを把握する指標として、有用かつ必要であると考えております。

稼働対象コンサルタント平均単価（月額）（注3）

コンサルティングサービスの品質の評価に係る指標として、有用かつ必要であると考えております。

- (注) 1. 稼働対象コンサルタント人員数とは、在籍コンサルタント数から休職中、研修中、ビジネスディベロップメント部、プラクティス活動等の稼働対象外の工数を除外した人員数
2. 稼働対象コンサルタント稼働率 = 稼働コンサルタント数(工数) ÷ 稼働対象コンサルタント数(工数)
3. 稼働対象コンサルタント平均単価（月額） = (コンサルティング事業に係る売上高 - 外注売上高) ÷ 稼働コンサルタント数(工数)

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優秀な人材の採用と育成

当社は、昨今の高度化・複雑化する企業の多様な課題解決を導くための論点を設定し、プロジェクトを推進できる仮説思考型の優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。コンサルティング事業は知識集約型のビジネスであり、コンサルタントが提供する知的な付加価値こそが顧客の多様な課題を解決し、結果として当社の成長に寄与すると考えております。

また、DXを推進するにあたっては、高いプロジェクトマネジメント力で顧客をリードする人材が不可欠になります。当社では、多種多様な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図ることで、コンサルティングスキルの成長を促す仕組みを構築しております。各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力し、高いモチベーションを維持したまま業務を遂行できるように努めております。また、会社としてスキルマトリックスを設定し、各コンサルタントのコンサルティングスキルを定期的・客観的に把握するとともに、評価時にその職位における達成基準としてスキル要件を設定しております。

なお、当社は特定の業界やサービス領域に捉われず柔軟なアサインを可能とするOne Pool制を敷いており、コンサルタントは多岐にわたる経験が可能となっております。これにより、どのような顧客に相対しても、ニーズに応えた具体的で実現性の高い提案を行うプロフェッショナルの育成を図っております。

コンサルティング品質の継続的な向上

当社グループの強みは、顧客に深く入り込み、Hands-onで戦略から実行に至るまで一貫通貫でコンサルティングサービスを提供することにあります。困難なプロジェクトに対しても高い品質のコンサルティングサービスを提供できるよう、品質管理部門によるクライアントサーベイの実施や結果の分析・社内共有を行うことで、顧客の期待値を超える成果を出すための仕組みを構築しております。また、コンサルタントには志向性面談を実施し、本人のスキルや希望にマッチした案件へのアサインや従業員満足度調査を実施することで、モチベーションの維持・向上に向けた施策を進めております。

高い稼働率の維持

当社グループは、収益力を高め持続的な成長を実現するためには高い稼働率を維持することが重要であると認識しております。高い稼働率を維持すべく、当社では営業を行う専門部隊を配置しております。また、コンサルタントは、案件を進めていく過程で、顧客のニーズをいち早くつかむようにしているほか、すでに保有する取引先と深い関係性の構築を進めております。それにより案件ニーズの早期把握や長期プロジェクトの獲得を目指しておりますが、今後とも高い稼働率の維持に向け注力する必要があります。

新たなビジネスモデルの開発

昨今の経営環境は、市場競争の激化や市場構造の変化に起因した企業経営者を取り巻く課題が多様化しており、これらの経営課題を解決し、企業経営をサポートできる幅広い経験や調査・分析能力を有するコンサルタントを求める需要が高まっております。一方で、既存のコンサルティングビジネスは、需給によって変動するコモディティ的な側面があるうえ、より低単価で一定の品質を提供する競合他社が出現した場合、当社の大きな脅威となります。当社は、長期的に顧客の経営にコミットする仕組みの構築に加え、新たなテクノロジーを活用したビジネスモデルの開発などを進めております。

内部管理体制の強化

当社グループは、既存事業の継続的な成長と新規事業の開発・展開にあたっては、顧客からの信頼を得ることが不可欠であると考えております。現在、管理部門の人員増加を含め管理面の強化を行っておりますが、今後更なる事業拡大を見据え、継続的な内部管理体制の強化、内部統制やコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

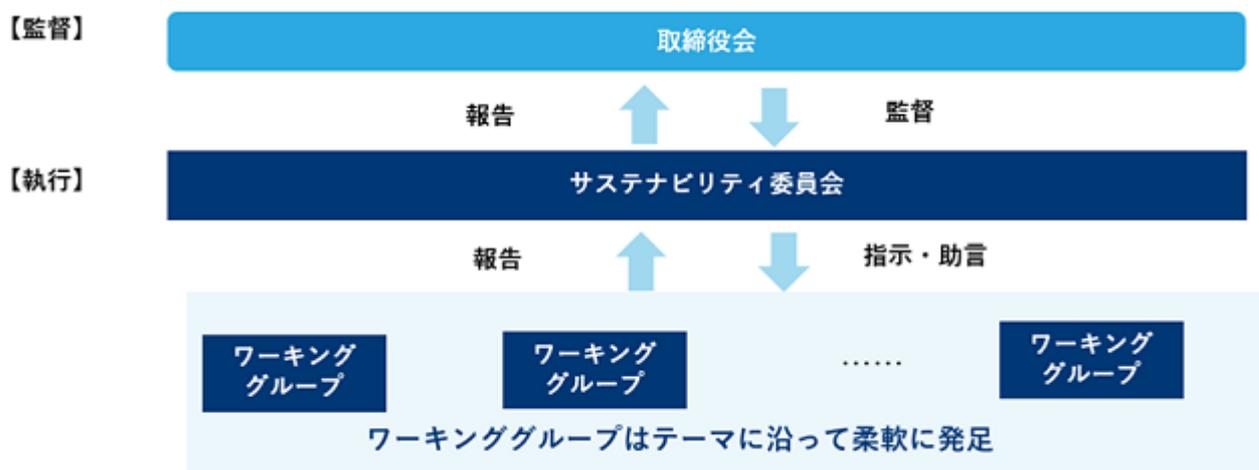
当社グループは、「PRODUCE NEXT ~しあわせな未来を、共に拓く。~」というMISSIONの下、継続的な企業価値向上を実現し、株主、取引先及び従業員等に対する社会的責任を果たすためには、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が不可欠であるとの認識に立ち、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社グループは、グループ全体でサステナビリティ経営をより一層推進するため、2025年2月期に取締役会の諮問委員会として「サステナビリティ委員会」を新たに設置しました。

サステナビリティ委員会は、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携しながら、サステナビリティに関する方針、目標の設定や進捗のモニタリング等、サステナビリティに関する重要なテーマについて検討・審議・決定を行い、取締役会への報告・答申を行っております。

取締役会は、サステナビリティに関する当社グループの在り方を提言するとともに、サステナビリティに関する取組等の執行を監督しています。

(体制図)



(2) 戦略

当社グループは、経営の基本方針である「クライアントバリューの最大化」を実現するため、「ピュアコンサルティングタイムの最大化」と「社員のケイパビリティの最大化」を両立することを重視しています。これを支える基盤として、社員が健康で安心して働ける環境を整備し、持続的に能力を発揮できる「健康経営」の推進を人的資本戦略の柱としています。

当社グループの人的資本戦略は、健康・安全・働きやすさの向上を通じて、社員の能力を最大限に引き出し、企業の成長を支えることを目的とし、以下の3つの重点施策を推進します。

1. 健康診断の徹底

- ・定期健康診断受診率100%を目指し、社員の健康管理を支援
- ・社内への周知徹底及び継続的な情報発信と、適切なタイミングでの受診の促進

2. 有給休暇取得の促進

- ・平均有給休暇取得率を向上させ、リフレッシュ機会を確保
- ・有給休暇取得を促進できる制度を検討・導入することで、組織的に取得を推進

3. 時間外労働の抑制

- ・労働時間の適正化を図り、社内で従業員の労働時間をモニタリングし、タイムリーな打ち手を実施
- ・フレックスタイム制度の活用により柔軟な働き方を実現

当社グループは、これらの施策を通じて、社員一人ひとりが健康で働きやすい環境のもと、最大限の能力を発揮で

きるよう支援し、企業価値の向上を実現してまいります。

(3) リスク管理

当社グループは、リスク管理の基本方針及び管理体制を「リスク管理規程」において定め、リスク管理の基盤である内部統制システムの構築を行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則として四半期に一回開催することで、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスク顕在化の予防を図っております。

一方、当社グループは、2025年2月期にサステナビリティ委員会を設置しました。今後は、当社グループのサステナビリティに関する重要な事項について、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携しながら、サステナビリティに関するリスク及び機会について審議を行い、取締役会への報告・答申を行ってまいります。取締役会は、サステナビリティに関するリスク及び機会に関して提言を行うとともに、リスク管理の取組をモニタリングしてまいります。

(4) 指標及び目標

人的資本

当社グループの人的資本の指標と目標は以下の通りです。

指標	実績 (2024年)	目標 (2025年)
定期健康診断受診率	94%	100%
有給休暇取得率	75%	75%
月平均所定時間外労働	26時間	25時間

- (注) 1. 各指標は、当社連結グループの数値であります。
2. 定期健康診断受診率の実績は、2024年4月から2025年3月末の数値を集計しております。
3. 有給休暇取得率及び月平均所定時間外労働の実績は、2024年3月から2025年2月末の数値を集計しております。
4. 有給休暇取得率は、有給休暇を付与されてから1年以上経過した従業員のみを対象として集計しております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項については、提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

以下の各事項において、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化したときに当社グループの経営成績等の状況に与える影響について合理的に予見することが困難な場合には、その可能性の程度や時期・影響についての記述は行っていません。

(1) リスク管理体制

当社グループはリスク管理の基本方針及び管理体制を「リスク管理規程」において定め、リスク管理の基盤としての内部統制システムと、代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会において、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスク顕在化の予防を図っております。

(2) 主要な事業等のリスク

事業環境に関するリスク

a．大規模な地震、津波、台風、火災等の発生について

当社グループの事業拠点は、本社所在地である東京港区に位置しております。そのため、首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、本社の損壊や停電、交通・通信・物流といった社会インフラの混乱及び途絶、さらにクライアントの被災等により、業務の停止等の影響を受ける可能性があります。

当社グループとしては、自然災害や大規模火災等の緊急事態に備え、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のためのガイドライン策定及び当該ガイドラインに基づく体制構築に努めております。しかしながら、不測の事態が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

b．特定のクライアントへの依存について

当社グループの売上について、取引額上位10社の合計販売比率(最近連結会計年度における連結売上高に占める割合)は、売上高全体の68.0%を占めています。特に、最近連結会計年度においては、株式会社NTTデータとの取引金額が売上高全体の33.8%を占めており、特定のクライアントへの依存度が高い状況です。

当社グループでは、特定のクライアントへの依存による業績に対する影響を緩和するため、営業力を強化し、積極的な営業活動による新規顧客の獲得を通じて、営業基盤の拡大に努めてまいります。しかしながら、特定のクライアントにおける経営方針や業績の変化、景気の影響により、契約が予期せず短期間で終了した場合や、取引規模の縮小を余儀なくされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

c．他社による業界参入、価格競争の激化について

当社グループのコンサルティングサービス事業は、大手コンサルティング会社と競合する可能性が高く、当社グループの優位性をクライアントに対して十分に訴求できない場合、売上の減少等、経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、厳選採用による優秀な人材の確保と、プラクティス活動(注)を通じた専門性強化を組織的に仕組化して実施することにより、コンサルティングサービスの品質向上を継続的に推進し、競争力の確保に努めています。また、営業部門の拡充により積極的な営業活動を展開し、新規顧客の獲得に注力するのみならず、既存顧客との関係の深化にも努めてまいります。

(注)プラクティス活動とは、OnePoolの組織を維持しつつ、System Transformation(DX)、Green Transformation、Health Careなど、クライアントのニーズが高いテーマの研究開発や営業活動を行う取り組みです。

事業運営に関するリスク

a．人材の採用・育成・流失について

当社グループは、人材を最重要経営資源と位置付けており、今後の企業規模拡大に向けて、当社の理念に共感し、高い意欲を持つ優秀な人材の継続的採用及び育成が重要であると考えております。しかしながら、コンサルティング業界における人材獲得競争により、優秀な人材の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材が社外へ流出した場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、さらにはクライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらす、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、1 Day選考会、リファーマル採用強化等の母集団形成施策に加え、採用オペレーションの迅速化・高度化に取り組むことで、包括的な採用力の向上を図っております。さらに、従来の新卒入社研修に加え、コンサルティング業務未経験の中途入社者向けの研修を拡充し、早期の戦力化を促進しております。

また、人材流出の抑制策として、高い労働対価の提供と、それを維持するためのビジネスモデルや利益率のモニタリングを継続的に行っております。加えて、社員のエンゲージメント向上と定着率強化に取り組むことで、優秀な人材の流出防止に努めてまいります。

b．サイバー攻撃について

当社グループでは、事業運営に際してパソコン及び携帯端末の利用が不可欠であります。従業員に貸与し

ているすべての端末についてウィルス感染や不正アクセスのリスクに常にさらされております。万が一、不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入により多くの端末が使用不能となった場合、あるいは情報漏洩や作業環境の崩壊が発生した場合には、事業運営に重大な支障をきたす可能性があります。さらに、これらの事象により信用力の毀損が生じた場合、経営成績にも影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、当社グループでは、すべての端末にセキュリティソフトを導入し、中央集権型管理を実施しているほか、私用デバイスのアクセスを制限するシステムツールの導入を進めることで、これらのリスクの低減に努めております。また、ISO27001規格に準拠し、情報セキュリティに関する規程を整備するとともに、各種セキュリティ管理策の実施や従業員への研修・モラル教育等を通じて、情報セキュリティインシデントの未然防止に取り組んでおります。さらに、インシデント検知及び発生時の対応力強化に努めております。

コンプライアンスに関するリスク

a．個人情報・機密情報の漏洩について

・個人情報の管理について

当社グループのコンサルティングサービスの提供において、個人情報を取り扱うことがあります。これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の毀損や対応費用の発生など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このリスクに対応するため、役員及び従業員に対して、入社時及び定期的に個人情報の管理について指導・教育を行っております。

・機密情報の管理について

当社グループのコンサルティングサービスでは、クライアント先においてクライアントの経営課題を解決するための支援に従事しており、機密性の高い情報を取り扱っております。これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の毀損や対応費用の発生など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このリスクに対応するため、役員及び従業員に対して、入社時及び定期的に機密情報の取扱について指導・教育を行っております。

b．訴訟および紛争について

当社グループは、クライアントと契約を締結する際に、事前にトラブル時の責任分担を取り決める等、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。また、専門職業人賠償保険等に加入し、高額な損害賠償リスクの低減に努めております。

しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生等が生じた場合、クライアント等との何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。係る損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

財務状況に関するリスク

のれんの減損について

当社は、2020年12月25日に旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式の過半数を取得しており、のれんを計上しております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映していると判断しておりますが、収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上することとなります。なお、日本基準では、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却しております。

当該リスクの対策として、経営成績の定期的なモニタリング、優秀な人材の採用・育成、新たな領域への展開を進めることで、収益性の向上に努めてまいります。しかしながら、これらの対策が計画通りに進まず当該のれんに係る減損損失を計上する場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、のれんの減損テストについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 15.非金融資産の減損」に記載しております。

その他のリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、財政状態及び経営成績向上に対する意欲を高めることを目的とした新株予約権(ストック・オプション)を付与しております。新株予約権が権利行使された場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日の前月末(2025年4月30日)現在、新株予約権による潜在株式数は386,950株であり、発行済株式総数24,682,040株の1.57%に相当しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国の経済は、企業の設備投資や個人消費の持ち直しにより、経済活動は緩やかに回復の動きが見られました。しかしながら、海外情勢に伴う世界的な各種物価の上昇や為替相場の大幅な変動、米国新政権の通商政策による日本経済への影響等、我が国の経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このように激しく変化する市場環境に対応すべく、日本の各企業は、ビジネス機会の創出や更なる企業価値向上を目指すための積極的な取り組みを行っており、企業活動へのコンサルティング支援に対する需要は今後さらに高まっていくものと考えられます。

そのような状況下、当社グループでは、創業以来の強みとしている戦略策定から実行支援に至るまで一貫して顧客に深く入り込み、伴走型で課題解決に挑むスタイルのコンサルティングサービスを軸として、様々な業界に対し、戦略策定、業務改革、IT導入、DX推進等、あらゆる側面からの支援を行ってまいりました。加えて、当社の創業以来からの強みを継続させながら、当連結会計年度は「人材獲得」と「案件獲得」をさらに推進していくことを成長戦略とし、新たな取り組みを始めました。

まず、「人材獲得」面においては、ROIを意識しつつも積極的なエージェントの活用や1 Day選考会(注1)の実施回数増加等、採用への投資を拡大し、優秀な人材の厳選採用をこれまで以上に強化してまいりました。その結果、期末時点における在籍コンサルタント数は、期初計画を上回る286名となりました。

また、「案件獲得」面においては、中長期的な成長を維持するため、新規開拓に特化した部署(ビジネスディベロップメント部)の設立やプラクティスを起点とした営業活動の本格化等の活動を行った結果、新規案件開拓数が増加し、将来の大口顧客となりうる取引先の獲得が順調に進みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は7,679,866千円(前年同期比 24.8%増)、営業利益は1,958,460千円(前年同期比 8.5%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,418,334千円(前年同期比 7.8%増)となりました。

なお、当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(注1) 1日で面接プロセス(1次面接、最終面接)を完了する選考会

(資産)

当連結会計年度末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べて678,794千円増加し、9,200,725千円となりました。

流動資産は714,730千円増加し、3,564,451千円となりました。主な要因は、売上の増加等に伴う現金及び現金同等物の増加566,714千円、営業債権及びその他の債権の増加125,907千円であります。

非流動資産は35,936千円減少し、5,636,274千円となりました。主な要因は、減価償却に伴う使用権資産の減少51,629千円であります。

(負債)

当連結会計年度末の負債につきましては、前連結会計年度末に比べて479,817千円減少し、2,886,045千円となりました。

流動負債は82,951千円増加し、1,531,757千円となりました。主な要因は、その他の流動負債の増加94,318千円であります。

非流動負債は562,768千円減少し、1,354,287千円となりました。主な要因は、返済等による借入金の減少511,652千円であります。

(資本)

当連結会計年度末の資本につきましては、前連結会計年度末に比べて1,158,611千円増加し、6,314,680千円となりました。主な要因は、親会社の所有者に帰属する当期利益1,418,334千円の計上、自己株式の取得等による自己株式の増加277,312千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べて566,714千円増加し、2,459,288千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、1,447,943千円(前年同期は1,225,605千円の獲得)となりました。これは主に税引前当期利益1,908,614千円(前年同期は1,779,791千円)によるもの及び法人所得税の支払額554,646千円(前年同期は408,519千円)によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、16,519千円(前年同期は1,548千円の支出)となりました。これは主に長期前払費用の取得による支出12,370千円(前年同期の支出はありません)であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、864,710千円(前年同期は483,577千円の支出)となりました。これは主に借換えに伴う長期借入れによる収入1,595,790千円(前年同期の収入はありません)及び借換え等に伴う長期借入金の返済による支出2,128,230千円(前年同期は532,440千円の支出)であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであり、前連結会計年度及び当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	6,155,972	129.3	7,679,866	124.8
合計	6,155,972	129.3	7,679,866	124.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTデータ	1,772,181	28.8	2,596,998	33.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における販売高増加の主な要因は、コンサルタントの増加に伴う業容拡大によるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たって、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような会計上の見積り及び判断を必要としております。経営者は、これらの見積りを行うに当たり過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記

4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しておりますが、連結財務諸表の作成に当たって特に重要と認識しているものは以下のとおりであります。

(非金融資産の減損 のれんの減損テスト)

当社グループは、のれんについて、毎期末又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて、資金生成単位の回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した5年以内の事業計画のうちのれんの資金生成単位である株式会社ライズ・コンサルティング・グループに係る係数を基礎とし、その後の成長率は同業他社の長期成長率等を加味して検討を行い、算出が困難な場合は保守的に0%と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を、現在価値に割り引いて算定しております。この事業計画は、コンサルタントの人員計画及びコンサルタントの稼働率等を計画に基づいて見積り、過去の実績及び外部環境とも整合性を取ったうえで策定しております。

使用価値の測定で使用した割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

当該見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

経営成績等の状況に関する記載及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上収益)

売上収益は、7,679,866千円(前年同期比24.8%増)となりました。これは主に、新たなコンサルタント(新卒含む。)の採用、充実した研修や適切なフォローアップによるコンサルタントの早期戦力化に加え、営業活動により稼働対象コンサルタントの稼働率(稼働コンサルタント数(工数)÷稼働対象コンサルタント数(工数))が通期で約90%となったことにより、コンサルティング事業の収益が好調に推移したことによるものであります。

(営業利益)

営業利益は1,958,460千円(前年同期比8.5%増)となりました。これは主に、売上収益が大幅に拡大した一方で売上総利益率はほぼ前年と同水準を維持したことによるものであります。なお、売上原価及び販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費の合計は64,314千円(前連結会計年度比10.7%減)であり、EBITDAは2,022,774千円(前年同期比7.7%増)であります。

(税引前当期利益)

税引前当期利益は1,908,614千円(前年同期比7.2%増)となりました。これは主に、借換に伴う借入費用の増

加等による金融費用が25,077千円増加したものの、営業利益が増加したことによるものであります。

(当期利益)

当期利益は1,418,334千円(前年同期比7.8%増)となりました。これは主に、順調な収益拡大およびコンサルタントの高稼働率の維持により営業利益が増加したことによるものであります。

b. 財政状態

財政状態の状況につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(a) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(b) 財務政策

当社グループの資金需要のうち主なものは、コンサルタントの人件費等の営業費用であります。これらの資金需要につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローにより大部分の運転資金の確保が可能です。自己資金を中心としながら、必要に応じて金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としておりますが、今後の資金需要の額や用途に合わせて資金調達方法は柔軟に検討を行う予定です。

なお、直近連結会計年度末において、現金及び現金同等物は2,459,288千円であり、十分な資金の流動性を確保しております。

d. 経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等の分析

経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標等につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、稼働対象コンサルタント人員数、稼働対象コンサルタント平均単価(月額)、稼働対象コンサルタント稼働率を経営指標として重視しております。

・稼働対象コンサルタント人員数：当社グループにおいては、人材が最重要経営資源であり、各企業のニーズに応えたコンサルティング業務を推進し、更なる事業の拡大を図るためには必要な人員数の確保が重要であると考えております。したがって、稼働対象コンサルタント人員数の情報は、当社グループの経営資源の指標として、有用かつ必要であると考えております。

・稼働対象コンサルタント平均単価(月額)：稼働対象コンサルタント人員数の拡大に加え、より単価の高い重要経営課題に対応するサービスを受注することが、当社グループの成長には欠かせないと考えております。したがって、一人当たりの平均単価である稼働対象コンサルタント平均単価(月額)の情報は、コンサルティングサービスの品質の評価に係る指標として、有用かつ必要であると考えております。

・稼働対象コンサルタント稼働率：コンサルティング事業においては、コンサルティングサービスの需要に応じた最適な資源配分が重要な経営戦略となります。したがって、稼働対象コンサルタントの稼働率の情報は、足元の需要の変化と当社グループの経営資源のバランスを把握する指標として、有用かつ必要であると考えております。

各指標の実績等は以下のとおりであります。

経営指標	2024年2月期	2025年2月期
稼働対象コンサルタント 人員数(人)	217.9	257.7
稼働対象コンサルタント平 均単価(月額)(百万円)	2.6	2.6
稼働対象コンサルタント 稼働率(%)	92	91

稼働対象コンサルタント人員数は、積極的な採用活動により、前期を大幅に上回る257.7人となりました。

稼働対象コンサルタント平均単価(月額)は、昨年度改定した新単価が順調に定着し、前期と同水準の2.6百万円となりました。

稼働対象コンサルタント稼働率は、企業のニーズに応えたコンサルティングサービスを継続して提供している結果、高い水準で安定的に推移していると認識しております。営業活動やクライアントからのニーズが高いテーマの研究開発に取り組んだ結果、91%の着地となり高い水準を維持しております。

e. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

f. 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 金銭消費貸借契約

当社は、2025年2月19日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入(借換え)により、借入金利が圧縮されることに伴い、利息負担の軽減を目的として、以下のとおり金銭消費貸借契約を締結しております。

借入先	株式会社三井住友銀行	株式会社りそな銀行
借入金額	1,200百万円	396百万円
借入金利	基準金利 + スプレッド	基準金利 + スプレッド
借入実行日	2025年2月28日	2025年2月28日
返済期日	2028年2月29日	2028年2月29日
返済方法	元金均等返済	
担保等の有無	無し	

(2) 資本業務提携契約

相手方の名称	契約の名称	契約締結日	契約内容
株式会社SHIFT	資本業務提携契約	2025年4月4日	顧客提供価値の向上、サービスラインアップの拡充を目的とした資本業務提携

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は有形固定資産及び長期前払費用を含め13,023千円であります。その主な内容は、業務管理システムの導入12,370千円及び従業員が利用するパソコンの購入297千円であります。

なお、設備投資額には有形固定資産の他、長期前払費用及び使用権資産への投資を含めて記載しております。また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具器具及び 備品	使用権資産	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	22,777	3,473	331,695	-	357,944	330 (3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. IFRSに基づく金額を記載しております。また、上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員(在籍出向者及び他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 国内子会社

主要な設備がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,000,000
計	97,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,655,760	24,682,040	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株です。
計	24,655,760	24,682,040		

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 2025年3月1日から2025年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が26,280株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第1回新株予約権

決議年月日	2021年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 (注) 7 当社従業員 90 (注) 7
新株予約権の数(個)	41,323 [38,695] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 413,230 [386,950] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注) 2、6
新株予約権の行使期間	2023年6月1日～2031年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100(注) 6 資本組入額 50(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、10株であります。
ただし、新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、1. に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使価額は、100円とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替える。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合、株式移転を行う場合、資本金の額の減少を行なう場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりとします。

- (1) 新株予約権者は、権利行使及び株式取得双方の時点において、当社に在任又は在職する当社の取締役又は従業員であること(ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない)に加え、以下のいずれかの事由に該当した場合のみ、新株予約権を行使することができる。

当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日(以下当該日を「権利行使可能日」という。)以降であること。また、権利行使可能日以降、次のA)及びB)の区分に従い本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、権利行使可能日から上記の行使期間最終日までの期間が2年間に満たない場合には、A)の期間においても、本新株予約権の全部を行使することができる。なお、1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- A) 権利行使可能日から権利行使可能日の 1 年後の応当日の前日までの期間
割り当てられた本新株予約権の個数の 50% を上限として権利行使できる。
B) 権利行使可能日の 1 年後の応当日移行
割り当てられた本新株予約権の個数の 100% を権利行使できる。

Sunrise Capital III, L.P.、Sunrise Capital III (Non-U.S.), L.P. 及び Sunrise Capital III (JPY), L.P. (以下総称して「LP ら」という。)の保有する当社普通株式の全部が LP ら以外の者に譲渡された場合。

- (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない状況において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における当社普通株式の株式価値と異なると認められる場合を除く。)には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) その他新株予約権者との間で締結する割当契約に定める条件を満たすこと。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に定める調整後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権の行使の条件を成就できないことが確定した場合、当社は、新株予約権を無償で当然に取得する。
新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、当社は、新株予約権を無償で当然に取得する。
新株予約権者が死亡した場合、当社は、新株予約権を無償で当然に取得する。なお、新株予約権は相続できないものとする。
次のイないしホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当社は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ) 当社が完全子会社となる株式交換条約又は株式移転計画承認の議案
ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者に対して、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額の差額を支払うことにより、新株予約権を取得することができる。
新株予約権者との間で締結する割当契約に定める事由が生じた場合、当社は、当該割当契約の定めに従って新株予約権を取得する。
- (9) その他の新株予約権の条件
(注)3に準じて決定する。

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式

当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。

6. 2023年6月28日開催の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

a. 第2回新株予約権

決議年月日	2022年8月31日
対象者の区分及び人数	受託者 (注) 7
新株予約権の数(個)	43,941 [43,941] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 439,410 [439,410] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	163(注) 2、6
新株予約権の行使期間	2022年9月7日～2030年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 163.8(注) 6 資本組入額 81.9(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。本新株予約権は、新株予約権1個につき8円で有償発行しております。

ただし、新株予約権の割当後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、1.に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使価額は、163円とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合、株式移転を行う場合、資本金の額の減少を行なう場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりとします。

- (1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日(以下当該日を「権利行使可能日」という。)以降、本新株予約権を行使することができるものとする。
また、新株予約権者は、権利行使可能日以降、次のA)及びB)の区分に従い、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、権利行使可能日から上記の行使期間最終日までの期間が2年間に満たない場合には、A)の期間においても、本新株予約権の全部を行使することができるものとする。なお、1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - A) 権利行使可能日から権利行使可能日の1年後の応答日の前日までの期間割り当てられた本新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
 - B) 権利行使可能日の1年後の応答日以降
割り当てられた本新株予約権の個数の100%を権利行使できる。
- (2) 新株予約権者は、2024年2月期から2026年2月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高(連結損益計算書を作成している場合には連結売上高)が、5,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

163円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)

163円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、163円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が163円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役及び従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に定める調整後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権の行使の条件を成就できないことが確定した場合、当社は、新株予約権を無償で当然に取得する。
新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、当社は、新株予約権を無償で当然に取得する。
新株予約権者が死亡した場合、当社は、新株予約権を無償で当然に取得する。なお、新株予約権は相続できないものとする。
次のイないしホの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当社は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ) 当社が完全子会社となる株式交換条約又は株式移転計画承認の議案
ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者に対して、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額の差額を支払うことにより、新株予約権を取得することができる。
新株予約権者との間で締結する割当契約に定める事由が生じた場合、当社は、当該割当契約の定めに従って新株予約権を取得する。
- (9) その他の新株予約権の条件
(注)3に準じて決定する。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
6. 2023年6月28日開催の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 当社の株主であるSunrise Capital , L.P.は、当社の現在及び将来の取締役、監査役、及び従業員（以下、「役職員等」という。）向けに対する企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションなどを目的として、2022年8月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年9月1日付でコタエル信託株式会社を受託者として「新株予約権信託」（以下、「本信託（第2回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第2回新株予約権）に対して、会社法に基づき2022年9月2日に第2回新株予約権を発行しております。本信託（第2回新株予約権）は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第2回新株予約権43,941個（1個当たり10株相当）を社外取締役が主な構成員である指名報酬委員会で審議の後分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でのインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第2回新株予約権）の概要は以下のとおりです。

名称	第2回新株予約権
委託者	Sunrise Capital , L.P.
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託設定日	2022年9月2日
信託の新株予約権数（個）	43,941
信託期間満了口（交付基準口）	受益者指定権が行使された日
信託の目的	本信託（第2回新株予約権）は、役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される役職員等に対して、第2回新株予約権を発行することを目的としております。
受益者適格要件	当社又は当社関係会社の役職員等のうち、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益者候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年11月27日 (注) 1	1	1	5	5	5	5
2020年12月21日 (注) 2	2,184,010	2,184,011	1,092,005	1,092,010	1,092,005	1,092,010
2021年2月28日 (注) 3	-	2,184,011	1,062,010	30,000	-	1,092,010
2021年3月1日 (注) 4	242,700	2,426,711	80,000	110,000	-	1,092,010
2021年3月2日 (注) 5	-	2,426,711	-	110,000	1,092,010	-
2023年7月14日 (注) 6	21,840,399	24,267,110	-	110,000	-	-
2023年9月12日 (注) 7	129,800	24,396,910	51,303	161,303	51,303	51,303
2023年9月13日～ 2024年2月29日 (注) 8	33,540	24,430,450	1,677	162,980	1,677	52,980
2024年3月1日～ 2025年2月28日 (注) 8	225,310	24,655,760	11,266	174,246	11,266	64,246

(注) 1. 会社設立によるものであります。

2. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先 Sunrise Capital ,L.P.
Sunrise Capital (Non-US),L.P.
Sunrise Capital (JPY),L.P.

発行価格 2,184,010千円(1株当たり1,000円)

資本組入額 1,092,005千円(1株当たり500円)

3. 税制上の優遇を受けることにより資金の有効活用を行うこと等を目的とした減資(減資割合97.3%)であります。

4. 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを吸収合併した際に、旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株主に対して普通株式を交付したもによる増加であります(合併比率1:100)。

5. 税制上の優遇を受けることにより資金の有効活用を行うこと等を目的として資本準備金の額1,092,010千円(減資割合100%)を減少させております。

6. 2023年7月14日の株式分割(1:10)による増加であります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 850円

引受価額 790.5円

資本組入額 395.25円

8. 新株予約権の行使による増加であります。

9. 2025年3月1日から2025年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が26,280株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,314千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	5	21	58	48	36	5,542	5,710	-
所有株式数 (単元)	-	49,505	9,276	3,740	121,561	384	62,019	246,485	7,260
所有株式数 の割合(%)	-	20.08	3.76	1.52	49.32	0.16	25.16	100.00	-

(注) 自己株式346,200株は、「個人その他」に3,462単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Sunrise Capital ,L.P.	MAPLES CORPORATE SERVICES LIMITED P.O. BOX 309 , UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1 - 1104, CAYMAN ISLANDS	4,240,160	17.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,443,700	14.17
Sunrise Capital (JPY),L.P.	MAPLES CORPORATE SERVICES LIMITED P.O. BOX 309 , UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1 - 1104, CAYMAN ISLANDS	2,395,300	9.85
Sunrise Capital (Non-US),L.P.	MAPLES CORPORATE SERVICES LIMITED P.O. BOX 309 , UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1 - 1104, CAYMAN ISLANDS	1,899,430	7.81
朝日 竜樹	東京都品川区	1,213,500	4.99
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティA I R	748,300	3.08
BBH CO FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL CONTRARIAN FUND (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	225 PICTORIA DRIVE, SUITE 450, CINCINNATI, OH, 45246 U.S.A (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	660,900	2.72
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PO BOX 1093, QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS KY1-1102 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	508,600	2.09
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	225 PICTORIA DRIVE, SUITE 450, CINCINNATI, OH, 45246 U.S.A (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	461,640	1.90
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	423,100	1.74
計	-	15,994,630	65.80

(注) 1. 所有株式数の割合は、自己株式(346,200株)を控除して計算しております。

2. 2024年9月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が2024年9月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
スパークス・アセット・マ ネジメント株式会社	東京都港区港南1丁目2番 70号 品川シーズンテラス 6階	2,196,400	8.98

3. 2024年10月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Grandeur Peak Global Advisors, LLCが2024年10月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Grandeur Peak Global Advisors, LLC	アメリカ合衆国 84101 ユタ州ソールト・レーク・ シティ、サウス・メイン・ ストリート136番、スイ ート720	1,256,700	5.14

4. 2025年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2025年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社

として2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	1,268,700	5.18

5. 2025年4月24日付で、当社の株主であるSunrise Capital ,L.P.、Sunrise Capital (JPY),L.P.及び Sunrise Capital (Non-US),L.P.が、それぞれの保有する当社普通株式の一部を、市場外での相対取引により、株式会社SHIFTに対し譲渡したことにより、次のとおり主要株主の異動が生じております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社SHIFT	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー	8,019,700	32.49

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 346,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,302,300	243,023	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,260	-	-
発行済株式総数	24,655,760	-	-
総株主の議決権	-	243,023	-

【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ライズ・コンサル ティング・グループ	東京都港区六本木1丁目6 番1号	346,200		346,200	1.40
計		346,200		346,200	1.40

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会制度

従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な財産形成の一助となるよう福利厚生を目的として従業員持株会制度を導入しております。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社及び子会社の従業員に限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2024年4月25日)での決議事項 (取得期間 2024年4月26日から2024年7月31日まで)	385,000	300,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	374,500	299,981
残存決議株式の総数及び価額の総額	10,500	19
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.7	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	2.7	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	28,300	18,338	-	-
保有自己株式数	346,200	-	346,200	-

(注) 当事業年度におけるその他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)は、2024年5月31日開催の取締役会決議に基づき実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

3 【配当政策】

当社は、継続的な成長を実現する一方で、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題の一つとして認識しております。

利益配分につきましては、これまでは内部留保資金の充実を図り、財務体質強化・優秀な人材の採用及び育成・内部管理体制強化等の原資として有効活用し、企業価値をさらに高めることで株主の皆様の期待に応えていきたいという考えから、配当の実施やその時期については未定としておりました。

しかしながら、今後5年間に於いて事業の順調な成長が見込まれることを背景に、中期的な事業計画を見据えた内部留保資金を確保しつつも、株主の皆様へ安定的かつ継続的な利益還元が可能と判断したため、2025年2月期期末より1株当たり9円00銭の配当（初配）を実施することを2025年4月14日開催の取締役会において決議しております。

また、配当性向につきましては、15～30%を目安とし、配当水準の安定的向上を図ることを基本方針としております。今後につきましては、事業拡大のための投資を見据えるとともに、各期の経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら株主還元の充実を目指していく方針であります。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、財務体質強化・優秀な人材の採用及び育成・内部管理体制強化等、さらなる事業拡大への原資として有効活用してまいります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	1株あたり配当額 （円）
2025年4月14日 取締役会決議	218,786	9.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

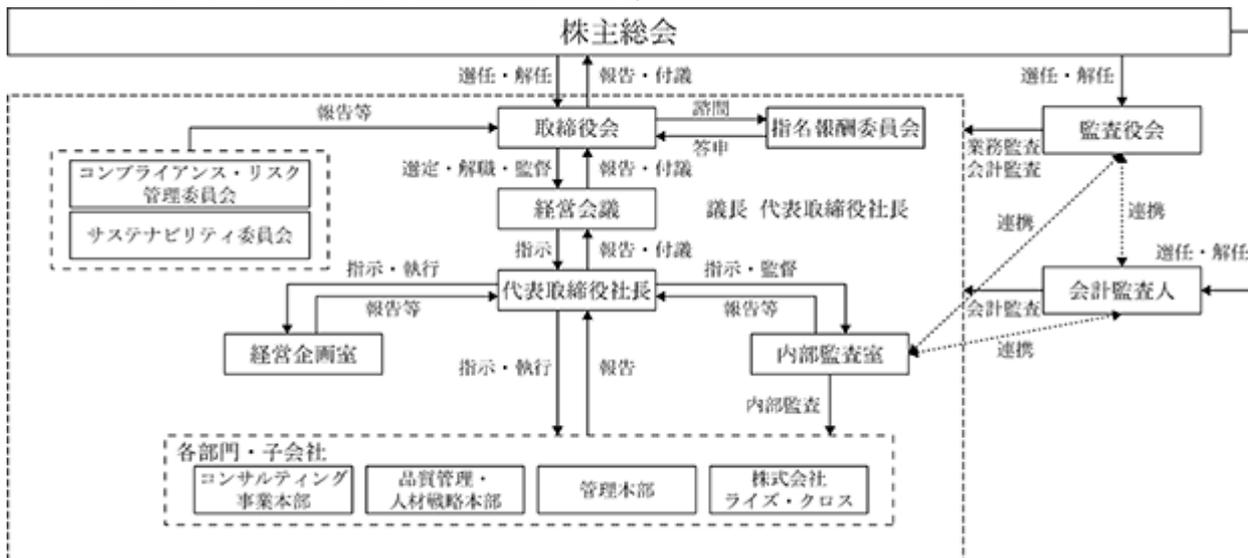
当社は、継続的な企業価値向上を実現し、株主、取引先及び従業員等に対する社会的責任を果たすためには、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が不可欠であるとの認識に立ち、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外取締役を含めて構成された取締役会においては、経営及び事業運営に関する重要事項や法令で定められた事項に係る意思決定を行うとともに、各取締役及び執行役員が行う業務遂行を監督しております。執行役員制度に関しては、従業員の最高位として各領域に執行役員を置くことで、取締役会により決定された事項の円滑な遂行並びにその遂行過程における統制の実効性を担保しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a . 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりです。



また、当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

なお、指名報酬委員会及びサステナビリティ委員会の委員長は、有価証券報告書提出日時時点で選出されておりませんが、提出日後に各委員の互選により選出される予定です。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	指名報酬委員会	コンプライアンス・リスク管理委員会	サステナビリティ委員会
代表取締役社長COO	松岡 竜大				○	○	○
代表取締役CEO	北村 俊樹	○		○			○
代表取締役副社長	和田 学	○		○		○	○
取締役CFO	進藤 基浩	○		○		○	○
社外取締役	武田 智行	○			○		
社外取締役	奥田 高志	○			○		
社外取締役	崔 真淑	○			○		
社外取締役	大倉 奨貴	○					
常勤社外監査役	田中 信一	○				○	
社外監査役	山田 梨津子	○	○				
社外監査役	岡本 明子	○	○				
常務執行役員	楠瀬 創			○		○	

(注) は議長・委員長 ○は構成員を表します。

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役8名(うち、社外取締役4名)で構成され、議長は代表取締役社長COO 松岡竜大が務めております。業務執行の最高意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名(うち、社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

当事業年度において、取締役会は21回開催しており、出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長	北村 俊樹	21
代表取締役副社長	和田 学	21
取締役	進藤 基浩	15
社外取締役	小中村 政宗	21
社外取締役	武田 智行	21
社外取締役	奥田 高志	21
社外取締役	崔 真淑	15
常勤社外監査役	田中 信一	21
社外監査役	山田 梨津子	21
社外監査役	尾形 健太郎	15

- (注) 1. 松岡竜大氏及び大倉奨貴氏は、2025年5月29日開催の第5回定時株主総会において選任された新任の取締役であるため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。
2. 小中村政宗氏は、2025年5月29日開催の第5回定時株主総会の終結の時をもって当社取締役を退任しております。
3. 岡本明子氏は、2025年5月29日開催の第5回定時株主総会において選任された新任の監査役であるため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

4. 尾形健太郎氏は、2025年5月29日開催の第5回定時株主総会の終結の時をもって当社監査役を辞任しております。
5. 取締役進藤基浩氏、崔真淑氏及び監査役尾形健太郎氏は、2024年5月31日開催の第4回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席回数が他の役員と異なります。

取締役会における具体的な検討内容

当事業年度においては、株主総会の招集、執行役員の選任、各種規程の制定・改定、その他取締役会規程に定める事項などについて決定したほか、当事業年度における予算等の進捗状況について、月次の業績報告等を通じて監督いたしました。

(b) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名(うち、社外監査役3名)で構成され、議長は常勤監査役 田中信一が務めております。監査役会は、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

当事業年度において、監査役会は13回開催しており、出席状況については、「(3) 監査の状況 監査役会の活動状況」に記載しております。

(c) 会計監査人

当社は、R S M清和監査法人与監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(d) 指名報酬委員会

当社は、取締役の報酬等の決定を目的として、任意の報酬委員会を設置していましたが、2025年2月より、取締役及び執行役員の人事、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とする任意の指名報酬委員会に変更しています。指名報酬委員会は4名で構成され、独立社外取締役である武田智行、奥田高志、崔真淑、代表取締役社長COO 松岡竜大を構成員としており、委員長は、有価証券報告書の提出日後に委員の互選により選出される予定です。指名報酬委員会では、取締役会にて定めた指名報酬委員会規程に基づき、取締役の選任・解任に関する事項、代表取締役、役付取締役及び執行役員の選定又は選任及び解職又は解任に関する事項、後継者計画(育成を含む)に関する事項、各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえた審議を経て、取締役の報酬等を決定するにあたっての方針、株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案、取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針案、取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容案、取締役に準ずる執行役員の個人別の報酬等の内容案、その他取締役会が必要と認めた事項を決定し、取締役会への提案等を行っています。また、新任取締役2名を含む2025年5月以降の取締役・執行役員体制についても、候補者への面接や略歴・選定理由を参照しながら審議し、取締役会に答申を行っています。

当事業年度において、指名報酬委員会は9回開催（うち報酬委員会は8回開催）しており、出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長	北村 俊樹	9（うち報酬委員会は8回）
社外取締役	武田 智行	9（うち報酬委員会は8回）
社外取締役	奥田 高志	9（うち報酬委員会は8回）
社外取締役	崔 真淑	4（うち報酬委員会は3回）
社外監査役	山田 梨津子	9（うち報酬委員会は8回）

- (注) 1. 松岡竜大氏は、2025年5月29日開催の取締役会において、指名報酬委員会の委員として選任されたため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。
2. 崔真淑氏は、2024年7月19日開催の取締役会において、報酬委員会（現 指名報酬委員会）の委員として選任されたため、他の委員と出席回数が異なっております。

(e) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長は代表取締役CEO 北村俊樹が務め、業務執行取締役、常勤監査役、情報セキュリティに係る業務を担当する執行役員、各本部長、管理本部経営管理部長及び委員長が指名する者が委員を務めております。原則として四半期に1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。

(f) サステナビリティ委員会

当社は、グループ全体でサステナビリティ経営をより一層推進するため、サステナビリティ委員会を設置しております。代表取締役社長COO 松岡竜大、代表取締役CEO 北村俊樹、代表取締役副社長 和田学、取締役CF0 進藤基浩が委員を務めており、委員長は、有価証券報告書の提出日後に委員の互選により選出される予定です。コンプライアンス・リスク管理委員会と連携しながら、サステナビリティに関する方針、目標の設定や進捗のモニタリング等、サステナビリティに関する重要なテーマについて検討・審議・決定を行い、取締役会への報告・答申を行っております。

(g) 内部監査室

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

(h) 経営会議

当社は、経営に関する重要事項について審議するため、取締役社長、その他業務執行取締役、取締役に準じる執行役員及び常務以上の執行役員等で構成される経営会議を設置しております。経営会議は原則として月2回開催され、株主総会及び取締役会にて決定された一定の重要事項について審議しております。

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を行う役割としてコンプライアンス・リスク管理委員会、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であると考え、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- ・取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

b．リスク管理体制の整備の状況

当社のコーポレート・ガバナンスの強化にとって、リスク管理は非常に重要な要素であると認識し、「リスク管理規程」にてリスク管理に関する基本方針を定めております。また、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を制定するとともに、原則として四半期に1回、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンス体制の向上を図っております。

コンプライアンス・リスク管理委員会では内部通報制度の利用状況や内部通報制度において判明した事態の処理方法の協議・決定も実施しており、組織的又は個人的な不正行為等の未然防止と早期発見に対処しております。

c．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の損失の危険や取締役等の職務執行状況等について、適時適切に当社に報告等が行われる体制を整備しているほか、子会社に取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が子会社における職務執行及び監督を行うことにより、子会社における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努めております。

また、当社は、子会社の業務活動全般も内部監査の対象とすることとしており、これにより子会社における不正を発見・防止する体制を整備しております。

d．責任限定契約の内容

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

e．取締役の員数

当社の取締役の員数は9名以内とする旨を定款に定めております。

f．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

g．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

h．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

i．株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

j．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

k．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率 27%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長COO	松岡 竜大	1972年 8月 6日	1998年 4月 日本アドバンス・テクノロジー株式会社 (現 三菱電機ソフトウェア株式会社) 入社 2001年 4月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社)入 社 2008年10月 株式会社シグマクス(現 株式会社シ グマクス・ホールディングス)入社 2014年11月 同社 Managing Director 2017年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 研究支援アドバ イザー (現任) 2019年 4月 株式会社シグマクス(現 株式会社シ グマクス・ホールディングス) 常務 執行役員 情報セキュリティ統括責任者(CISO) 2021年10月 同社 常務執行役員 2022年 5月 株式会社アダストリア 社外取締役(現 任) 2022年10月 当社 入社 常務執行役員 2024年 6月 当社 ビジネスディベロップメント部長 2025年 5月 当社 代表取締役社長COO(現任)	(注) 3	
代表取締役CEO	北村 俊樹	1983年12月24日	2007年 9月 フューチャーアーキテクト株式会社 入 社 2012年 4月 株式会社野村総合研究所 入社 2016年 4月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・ グループ 入社 2019年 4月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・ グループ 取締役 2021年 3月 当社 代表取締役社長 2025年 5月 当社 代表取締役CEO(現任)	(注) 3	97,230
代表取締役副社長	和田 学	1985年 1月13日	2007年 4月 株式会社ベイカレント・コンサルティン グ 入社 2012年 5月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・ グループ 入社 2015年 4月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・ グループ 取締役 2021年 3月 当社 代表取締役副社長(現任) コンサルティング本部長(現任)	(注) 3	10,800
取締役CF0	進藤 基浩	1974年 5月 3日	1997年 4月 株式会社ジェーシービー 入社 2000年 4月 ブロードメディア株式会社 入社 2015年 4月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・ グループ 入社 2016年 2月 株式会社ソフトギア 入社 2017年 5月 株式会社ロボキユア 入社 2017年 9月 株式会社ロボキユア 取締役 2020年 4月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・ グループ 入社 執行役員 2021年 3月 当社 執行役員 管理本部長(現任) 2024年 5月 当社 取締役 2025年 5月 当社 取締役CF0(現任)	(注) 3	25,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	武田 智行	1979年11月7日	2012年1月 アイシン精機株式会社(現 株式会社アイシン) 入社 2014年9月 三菱UFJ信託銀行株式会社 入行 2017年3月 エーオンヒューイットジャパン株式会社(現 エーオンソリューションジャパン株式会社) 入社 2018年7月 PwCあらた有限責任監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2020年4月 弁護士法人御園総合法律事務所 社員弁護士(現任) 2020年4月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外監査役 2021年3月 株式会社フロンティア 取締役(現任) 2021年11月 合同会社iris 代表社員(現任) 2022年5月 当社 社外取締役(現任) 2023年4月 株式会社Retool 社外取締役 2023年9月 株式会社Retool 社外取締役 監査等委員(現任) 2024年10月 アクシス税理士法人 社員税理士(現任)	(注)3	
取締役	奥田 高志	1963年3月22日	1986年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1998年7月 ゼネラル エレクトリック(GE) 入社 2007年7月 GEキャピタルリーシング株式会社 代表取締役社長 2007年11月 GEフリートサービス株式会社 代表取締役社長 2010年2月 日本GE株式会社 専務執行役員 2011年9月 オーシャンアソシエイツ合同会社 代表社員(現任) 2011年12月 株式会社LIXIL 常務執行役員 2017年5月 DBJ投資アドバイザー株式会社 シニア・ディレクター 2017年6月 鬼怒川ゴム工業株式会社 社外取締役 2021年9月 フィーチャ株式会社 社外取締役(現任) 2023年2月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	
取締役	崔 真淑 (戸籍上の氏名: 石原 真淑)	1983年1月17日	2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現 大和証券株式会社)入社 2016年3月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役(現任) 2016年4月 エイボン・プロダクツ株式会社(現 エフエムジー&ミッション株式会社)社外取締役 2019年6月 株式会社シーボン 社外取締役 2021年6月 株式会社カオナビ 社外取締役(現任) 2024年5月 当社 社外取締役(現任) 2024年10月 株式会社アイモバイル 社外取締役(現任)	(注)3	
取締役	大倉 奨貴	1988年10月12日	2011年4月 富士通株式会社 入社 2014年6月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 2022年9月 株式会社SHIFT 入社 DAAE統括部長(現任) 2024年2月 株式会社クラブネット 取締役(現任) 2024年11月 株式会社ナディア 取締役(現任) 株式会社DeMiA 取締役(現任) 2025年5月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	
常勤監査役	田中 信一	1959年12月20日	1983年4月 富士通株式会社 入社 2000年1月 ジェイフォン関西株式会社(現 ソフトバンクモバイル株式会社) 入社 2007年1月 コナミ株式会社 入社 2008年7月 日本SGI株式会社 内部監査室長 2013年2月 デクセリアルズ株式会社 内部監査部シニアマネージャー 2020年2月 株式会社MS-Japan 内部監査室長 2021年8月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	山田 梨津子 (戸籍上の氏名: 南条 梨津子)	1981年3月9日	2002年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2016年2月 山田梨津子公認会計士事務所 開設 所長(現任) 2016年2月 南条会計事務所 入所 2017年2月 ミライズ税理士法人 設立 パートナー(現任) 2017年6月 公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団 監事(現任) 2022年5月 当社 社外監査役(現任) 2023年6月 株式会社ナルネットコミュニケーションズ 社外監査役(現任) 2023年7月 鈴鹿市 監査委員(現任) 2025年5月 株式会社かぶらやグループ 社外監査役(現任)	(注)4	
監査役	岡本 明子 (戸籍上の氏名: 大島 明子)	1980年10月28日	2008年12月 松田総合法律事務所入所(企業法務、事業再生、不動産、労務、一般民事担当弁護士) 2013年8月 一般社団法人と信管理協会認定と信管理士 同協会資格試験委員 2015年8月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現 PwCアドバイザリー合同会社)出向 2018年3月 株式会社グローバルダイニング 社外取締役監査等委員(現任) 2021年1月 松田総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2024年6月 株式会社山形銀行 社外取締役監査等委員(現任) 2025年5月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	
計					133,230

- (注) 1. 取締役 武田智行、奥田高志、崔真淑及び大倉奨貴は、社外取締役であります。
2. 監査役 田中信一、山田梨津子及び岡本明子は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2025年5月29日開催の定時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は2023年6月28日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。なお、監査役 岡本明子は、2025年5月29日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した尾形健太郎の補欠として選任されましたので、その任期は当社定款の定めにより辞任した尾形健太郎の任期の満了する時まで(2023年6月28日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)となります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の取締役に準ずる執行役員の構成は以下のとおりであります。

役職名	氏名	担当役職
常務執行役員	楠瀬 創	品質管理・人材戦略本部長

社外役員の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題のひとつとして位置付けており、経営の健全性・透明性の向上を目的として社外取締役を4名、社外監査役を3名それぞれ選任し、中立的な立場から有益な監督・監査を受けることができる体制を整えております。

当社の社外取締役は4名であり、武田智行は、弁護士としての企業法務経験に基づく豊富な知識と経験を活かし、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対する有益な助言を行っております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である奥田高志は、大手日本企業及びグローバル企業におけるM&A、営業、マーケティング、事業開発、事業再建などの業務経験に基づく幅広い知見を活かし、独立した客観的な立場から当社経営に対する有益な助言を行っております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である崔真淑は、コーポレート・ガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識を有していることから、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培われた経験を活かし、独立した客観的な立場から当社経営に対する有益な助言を行っております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である大倉推奨は、上場企業におけるコンサルティングビジネスや新規事業開発における豊富な経験を活かした監督及び助言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、2025年5月29日開催の定時株主総会から社外取締役に就任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社社外監査役は3名であり、田中信一は、豊富な経営管理の知識や経験並びに経営監視機能の客観性・中立性を有しており、独立した客観的な立場から当社の経営全般の監督及び適正な監査を行っております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である山田梨津子は、公認会計士としての業務経験に基づく豊富な経験と知識を活かし、独立した客観的な立場から会計監査を中心に当社の経営全般の監督及び適正な監査を行っております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である岡本明子は、弁護士として企業法務や人事労務に精通し、高い見識と専門知識並びに他企業における社外取締役監査等委員としての経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、2025年5月29日開催の定時株主総会から社外監査役に就任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において監査役監査の結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況を含むリスク管理状況等について報告を受けており、これらの情報を活かして、取締役会において経営の監督を行っております。

また、社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、必要に応じて取締役会をはじめとする社内の重要な諸会議に出席しているほか、定期的に各部門担当者から各取締役、代表取締役社長まで幅広く意見を交換する機会を持つように監査計画を策定し、実行しております。さらに、会計監査人とも、監査実施状況に関する協議・連携の場を設け、意見交換をすることで、情報の共有化・指摘事項のフォローを実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査役会の組織

監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は監査計画の策定、監査役監査の実施状況等、相互の情報共有を図っております。

監査役会の活動状況

監査役は原則月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役会は取締役会及びその他重要会議に出席し意見を述べる他、監査計画に基づき重要な決裁書類等の閲覧を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また内部監査部門や会計監査人と連携を取り、監査の情報共有を図っております。

個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田中 信一	13回	13回
中村 憲太	3回	3回
山田 梨津子	13回	13回
尾形 健太郎	10回	10回

- (注) 1. 中村憲太氏は、2024年5月31日開催の第4回定時株主総会の終結の時をもって当社監査役を辞任しております。
2. 尾形健太郎氏は、2025年5月29日開催の第5回定時株主総会の終結の時をもって当社監査役を辞任しております。
3. 尾形健太郎氏は、2024年5月31日開催の第4回定時株主総会において新たに選任されたため、監査役会への出席回数が他の役員と異なります。
4. 岡本明子氏は、2025年5月29日開催の第5回定時株主総会において選任された新任の監査役であるため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

監査役会における具体的な検討内容は、以下のとおりです。

- ・ 監査方針及び監査計画等の策定、監査調書、監査報告書の作成
 - ・ 取締役の職務執行に関する監査の一環として、「取締役の職務執行確認書」にて各取締役の監査を実施
 - ・ 常勤の監査役の活動として、監査役会の議長、取締役会での監査役会活動の報告、期中監査の実施
- また、監査法人、内部監査室と連携して三様監査会を四半期に1回実施しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査担当者は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査役会に対しても直接報告しております。また、必要に応じて、取締役、監査役へ直接報告し、監査対象部門の業務管理体制等について広範に質疑応答を行い、監査に係る情報の提供を実施しております。また、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

会計監査の状況

- a 監査法人の名称
R S M清和監査法人
- b 継続監査期間
4年間

- c 業務を執行した公認会計士
指定社員 業務執行社員 中村 直樹
指定社員 業務執行社員 津田 格朗

- d 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 10名
その他 5名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定につきまして、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬の妥当性を考慮し、選定することとしております。

R S M清和監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。また、解任及び不再任につきましては、会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、監査役会は、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任するほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不信任に関する議案を決定し、当該決定に基づき、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況等を確認し、会計監査人の評価を行っており、R S M清和監査法人は当社の会計監査人として適切であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,000	1,500	29,400	-
連結子会社	-	-	-	-
計	27,000	1,500	29,400	-

(注) 前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等であります。

- b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)
該当事項はありません。

- c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針は、監査日数、監査人員数、当社の規模、特性等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、同業他社比較及び監査の実効性を確保するために必要な監査日数等を総合的に勘案した結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会における諮問結果を踏まえて、2024年4月25日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、報酬委員会は、2025年2月1日に指名報酬委員会に変更しております。

(1) 基本方針

個々の取締役の報酬額については、指名報酬委員会の諮問を踏まえて取締役会で決議する。

業務執行取締役の報酬については、固定報酬、前期業績（注1）に連動した業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成される。

社長及び副社長は、固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：2（注2）：1とし、その他業務執行取締役は固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝8：1（注2）：1とする。

非業務執行取締役については、固定報酬のみの構成とする。

（注1）業績連動報酬について、前期に在任していない場合、支給率は100%とする。

（注2）業績連動報酬について、後述の業績に応じた支給率が100%の場合の比率としている。

(2) 業務執行取締役の報酬算定方針

・固定報酬の決定方針

固定報酬は、役位、職責、他社水準、当社業績、従業員及び経営幹部の給与水準等を総合的に勘案して決定し、毎月固定額で支給する。

・業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、前期業績に対応した成果・成功報酬型とし、当社の持続的な企業価値向上への動機づけを高めるのに影響を与える利益指標である前期の連結営業利益及び連結売上収益を指標とし、それぞれの予算達成率に応じて支給率を決定する。

支給率100%のとき、社長及び副社長は()で決定した固定報酬の額の7分の2とし、その他業務執行取締役は()で決定した固定報酬の額の8分の1とする。

業績連動報酬は()で決定した固定報酬と合算したうえで12分割し、定期同額給与として支給する。

なお、当事業年度の業績連動報酬の指標となった前期連結営業利益及び前期連結売上収益の実績はそれぞれ1,805,448千円、6,155,972千円であります。

・譲渡制限付株式報酬の決定方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を設定し、2024年5月31日開催の定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度に基づき、業務執行取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給し、当該債権の全部を現物出資財産として給付した業務執行取締役に対し、当社の普通株式を、事業年度ごとに一定の時期に付与する。また、付与対象者との間において、一定期間の譲渡制限等を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結する。

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は役位、職責、他社水準、当社業績、従業員及び経営幹部の給与水準等を総合的に勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬の付与対象者との間において締結される譲渡制限付株式割当契約書においては、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反を行った場合には、当該対象取締役は、当社に対し、その保有する譲渡制限付株式の全部若しくは一部の返還又は当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払いをしなければならない旨の規定を設ける。

また、譲渡制限期間解除後の売却について、社内ガイドラインに基づき制限を行う。

(3) 非業務執行取締役の報酬算定方針

非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみとし、役位、職責、他社水準、当社業績等を総合的に勘案して決

定するとともに、毎月固定額で支給する。

ロ) 2025年5月以降の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

2025年5月以降の役員の報酬等について、指名報酬委員会における諮問を踏まえて、2025年5月29日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(1) 2025年5月以降の基本方針

個々の取締役の報酬額については、指名報酬委員会の諮問結果を踏まえて取締役会で決議する。

当社の取締役の個人別の報酬等については、業務執行取締役と非業務執行取締役（社外取締役を含む。）とで区分する。

業務執行取締役の報酬については、固定報酬、前期業績（1）に連動した業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成される。

代表取締役社長は概ね固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝5.5：2（2）：2.5、その他代表取締役は概ね固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝6：2（2）：2とし、その他業務執行取締役は概ね固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：1.5（2）：1.5とする。

非業務執行取締役については、固定報酬のみの構成とする。

- 1 業績連動報酬について、前期に在任していない場合、支給率は100%とする。
- 2 業績連動報酬について、後述の業績に応じた支給率が100%の場合。

(2) 2025年5月以降の業務執行取締役の報酬算定方針

・固定報酬の決定方針

固定報酬の額は、各業務執行取締役の役位、職責、他社水準、当社業績、当社の従業員及び経営幹部の給与水準等を総合的に勘案して決定する。毎月固定額で支給する。

・業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、前期業績に対応した成果・成功報酬型とし、前期の営業利益および売上高を指標とし、それぞれの予算達成率に応じて支給率を決定する。

支給率100%のとき、代表取締役社長は（ ）で決定した固定報酬の額の概ね5.5分の2、その他代表取締役は（ ）で決定した固定報酬の額の概ね6分の2とし、その他業務執行取締役は（ ）で決定した固定報酬の額の概ね7分の1.5とする。

業績連動報酬は（ ）で決定した固定報酬と合算したうえで12分割し、定期同額給与として支給する。なお、業績連動報酬は前期の業績および当該期間の役位・職責を基準に算定される。

・譲渡制限付株式報酬の決定方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を設定し、2024年5月31日開催の定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度に基づき、業務執行取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給し、当該債権の全部を現物出資財産として給付した業務執行取締役に對し、当社の普通株式を、事業年度ごとに一定の時期に付与する。

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は役位、職責、他社水準、当社業績、従業員及び経営幹部の給与水準等を総合的に勘案して決定する。

業務執行取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給し、当該債権の全部を現物出資財産として給付した業務執行取締役に對し、当社の普通株式を、事業年度ごとに一定の時期に付与する。また、付与対象者との間において、一定期間の譲渡制限等を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結する。

譲渡制限付株式報酬の付与対象者との間において締結される譲渡制限付株式割当契約書においては、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反行為を行った場合には、当該対象取締役は、当社に對し、その保有する譲渡制限付株式の全部若しくは一部の返還又は当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払をしなければならない旨の規定を設ける。

また譲渡制限期間解除後の売却について、社内ガイドラインに基づき制限を行う。

(3) 2025年5月以降の非業務執行取締役の報酬算定方針

非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみとし、役位、職責、他社水準、当社業績等を総合的に勘案して決定する。毎月固定額で支給する。

八) 役員報酬等の決定プロセス

当社の取締役の金銭報酬等に関する株主総会決議年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円以内とするものです。同株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、諮問機関である報酬委員会の審議事項をもとに取締役会にて決定しております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する株主総会決議年月日は2024年5月31日です。決議の内容は、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100,000千円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10万株以内としております。同株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名です。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定しております。

なお、指名報酬委員会では上記報酬額決定に先立ち、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項を決定いたします。決定事項については上述のイのとおりです。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を20,000千円以内とするものです。同株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

なお、2025年2月期における役員報酬等の決定過程における取締役会の活動状況は、2024年5月31日開催の取締役会において、株主総会で承認を受けた取締役報酬の最高限度額の範囲内で、代表取締役社長が提案する各取締役の報酬額について、決議の上可決となっております。

報酬額は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域・職責・職務執行に対する評価等が考慮されていると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	175,286	148,637	26,649	-	13,753	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	22,716	22,716	-	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当者が存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有株式が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式については純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)の財務諸表について、R S M清和監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、以下のとおり、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表等に的確に反映する体制を構築するため、公益財団法人財務会計基準機構が公表する会計基準等に係る情報を適時に取得するとともに、監査法人等が主催するセミナーへ参加し情報収集に努めております。
- (2) 国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計マニュアルを作成し、IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8,32	1,892,573	2,459,288
営業債権及びその他の債権	9,32	894,954	1,020,860
棚卸資産	10	12,318	18,179
その他の流動資産	11	49,876	66,124
流動資産合計		2,849,721	3,564,451
非流動資産			
有形固定資産	12	38,211	26,249
使用権資産	14	383,324	331,695
のれん	13,15	5,120,539	5,120,539
その他の金融資産	16,32	62,838	62,838
繰延税金資産	17	67,079	84,975
その他の非流動資産	11	218	9,978
非流動資産合計		5,672,209	5,636,274
資産合計		8,521,930	9,200,725

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18,32	122,099	163,429
借入金	19,32	525,657	532,000
リース負債	19,32	51,541	51,116
未払法人所得税		344,396	306,208
引当金	20	26,754	6,327
その他の流動負債	21	378,359	472,677
流動負債合計		<u>1,448,806</u>	<u>1,531,757</u>
非流動負債			
借入金	19,32	1,575,442	1,063,790
リース負債	19,32	318,613	267,497
引当金	20	23,000	23,000
非流動負債合計		<u>1,917,055</u>	<u>1,354,287</u>
負債合計		<u>3,365,861</u>	<u>2,886,045</u>
資本			
資本金	23	162,980	174,246
資本剰余金	23	2,193,784	2,200,107
利益剰余金	23	2,799,305	4,217,639
自己株式	23	-	277,312
親会社の所有者に帰属する持分合計		<u>5,156,069</u>	<u>6,314,680</u>
資本合計		<u>5,156,069</u>	<u>6,314,680</u>
負債及び資本合計		<u>8,521,930</u>	<u>9,200,725</u>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
売上収益	6,24	6,155,972	7,679,866
売上原価	22,25	2,603,732	3,452,278
売上総利益		3,552,240	4,227,588
販売費及び一般管理費	22,26	1,728,398	2,278,151
その他の収益	27	4,668	9,023
その他の費用	27	23,062	-
営業利益		1,805,448	1,958,460
金融収益	28	11	899
金融費用	28	25,668	50,746
税引前当期利益		1,779,791	1,908,614
法人所得税費用	17	464,432	490,280
当期利益		1,315,359	1,418,334
当期利益の帰属			
親会社の所有者		1,315,359	1,418,334
当期利益		1,315,359	1,418,334
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	29	54.04	58.65
希薄化後1株当たり当期利益(円)	29	51.92	56.62

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期利益		1,315,359	1,418,334
当期包括利益		<u>1,315,359</u>	<u>1,418,334</u>
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,315,359	1,418,334
当期包括利益		<u>1,315,359</u>	<u>1,418,334</u>

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	
2023年3月1日残高		110,000	2,139,777	1,483,946	-	3,733,723
当期利益		-	-	1,315,359	-	1,315,359
当期包括利益合計		-	-	1,315,359	-	1,315,359
株式に基づく報酬取引	31	-	5,327	-	-	5,327
新株の発行	23	51,303	47,003	-	-	98,306
新株予約権の行使	23	1,677	1,677	-	-	3,354
自己株式の取得	23	-	-	-	-	-
自己株式の処分	23	-	-	-	-	-
所有者との 取引額等合計		52,980	54,007	-	-	106,987
2024年2月29日残高		162,980	2,193,784	2,799,305	-	5,156,069

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	
2024年3月1日残高		162,980	2,193,784	2,799,305	-	5,156,069
当期利益		-	-	1,418,334	-	1,418,334
当期包括利益合計		-	-	1,418,334	-	1,418,334
株式に基づく報酬取引	31	-	-	-	-	-
新株の発行	23	-	-	-	-	-
新株予約権の行使	23	11,266	11,266	-	-	22,531
自己株式の取得	23	-	612	-	299,981	300,592
自己株式の処分	23	-	4,330	-	22,669	18,338
所有者との 取引額等合計		11,266	6,324	-	277,312	259,723
2025年2月28日残高		174,246	2,200,107	4,217,639	277,312	6,314,680

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		1,779,791	1,908,614
減価償却費及び償却費		72,027	64,314
金融収益		11	899
金融費用		25,668	50,746
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		281,037	125,907
棚卸資産の増減額(は増加)		4,694	9,198
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		75,012	47,333
その他		126,887	94,009
小計		1,653,007	2,029,010
利息及び配当金の受取額		11	899
利息の支払額		18,894	27,321
法人所得税の支払額		408,519	554,646
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,225,605	1,447,943
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		1,527	4,149
長期前払費用の取得による支出		-	12,370
その他		21	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,548	16,519
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	30	-	1,595,790
長期借入金の返済による支出	30	532,440	2,128,230
リース負債の返済による支出	30	51,284	54,283
株式の発行による収入		96,409	-
新株予約権の行使による収入		3,738	22,875
自己株式の取得による支出		-	300,862
財務活動によるキャッシュ・フロー		483,577	864,710
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		740,480	566,714
現金及び現金同等物の期首残高	8	1,152,093	1,892,573
現金及び現金同等物の期末残高	8	1,892,573	2,459,288

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ(以下「当社」という。)は、日本に所在する株式会社です。登記上の本社の住所は、当社のウェブサイト(<https://www.rise-cg.co.jp/>)で開示しております。2025年2月28日に終了する連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)から構成されております。

当社グループの事業内容は、コンサルティング事業であります。(「6. 事業セグメント」参照)

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2第1号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第312条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年5月29日に代表取締役社長COO松岡竜大及び取締役CFO進藤基浩によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

連結財務諸表には、すべての子会社を含めております。子会社は、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えておりません。

- ・投資先に対するパワー
- ・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

連結上消去される取引

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに連結グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成に際して消去しております。

(2) 企業結合

当社グループでは、共通支配下の場合を除く企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デューデリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産または処分グループ

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の簿価と異なる場合は、資本剰余金で調整しております。

(3) 金融商品

非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループでは、非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で事後測定しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

() その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

なお、当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産を保有しておりません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

なお、当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産を保有しておりません。

() 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

なお、当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しておりません。

当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

() 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

() その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

() 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c)金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。

これには、利用可能な合理的かつ裏付けのための将来の見通しに関する情報を、特に次の指標を織り込み、考慮しております。

- ・ 内部信用格付
- ・ 利用可能な場合、外部信用格付
- ・ 借手の営業成績の実際の又は予想される著しい変化
- ・ 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実際の又は予想される著しい不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの
- ・ 同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大
- ・ 債務の裏付となっている担保の価値又は第三者の保証もしくは信用補充の質の著しい変化

当社グループにおいて、発行者又は債務者の重大な財政的困難、契約上の支払の期日経過が90日超の延滞など金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に対する貸倒引当金の繰入額は、その他の包括利益で認識しております。

(d)認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

非デリバティブ金融負債

(a)当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。なお、当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を保有しておりません。

(b)事後測定

() 償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金

融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

() 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

売買目的の金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。原価の算定方法にあたっては、個別法を用いております。

(6) 有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格(輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後)、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態にしておくことに直接起因するコスト及び資産化に適切な借入コスト、並びに、当該資産項目の解体及び除去コスト並びに敷地の原状回復コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	3～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) のれん及び無形資産

のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。減損テスト及び減損損失の測定については、「3. 重要性がある会計方針 (9) 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示されます。なお、のれんの減損損失の戻入は行っておりません。

無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用权資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、定額法により減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用权資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

通常、追加借入利子率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額により費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失はその他の包括利益に再評価額が認識されている場合を除き、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。

時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しています。賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

退職後給付

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度への拠出については、棚卸資産や有形固定資産の取得原価に含まれる場合を除き、その発生時に費用として認識しております。既に支払った掛金が連結会計年度の末日前の勤務に対する掛金を超過する場合には、当該前払が将来支払の減少又は現金の返還となる範囲で、当該超過を資産として認識しております。

(12) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

(13) 株式に基づく報酬

ストック・オプション制度

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、ストック・オプション制度を採用しており、持分決済型として会計処理しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前で見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、当社の社外取締役を除く取締役に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(14) 収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束したサービス又は役務を顧客に移転し、顧客が当該サービス又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

具体的な収益認識に関しては、「24.売上収益」に記載しております。

(15) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として実効金利法により計算された借入金、リース負債に対する支払利息及び発行コスト等から構成されております。

(16) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識しております。

当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されたものです。

繰延税金

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、期末日までには制定又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて、資産が実現される又は負債が決済される期に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

繰延税金資産の帳簿価額は期末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れておりません。

(17) 1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。当社グループの潜在的普通株式はストック・オプション制度に係るものであります。

4．重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

経営者が行った財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- (1) のれんの減損(注記「3．重要な会計方針 (9)非金融資産の減損」「15. 非金融資産の減損」)
- (2) 繰延税金資産の回収可能性(注記「3．重要な会計方針 (16)法人所得税」「17. 法人所得税」)

5．未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改定が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当連結会計年度において当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。この基準書の当社グループによる適用時期及びこの基準書を適用することによる連結財務諸表への影響については検討中です。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	新設・改定の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

6．事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、コンサルティング業務及びこれに付随する事業を行っており、事業セグメントはコンサルティング事業の単一セグメントであります。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上収益が、連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

売上収益に関して、注記「24．売上収益」を参照ください。

(4) 地域に関する情報

当社グループは、外部顧客からの国内売上収益が、連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(5) 主要顧客に関する情報

外部収益のうち、当社グループの主要な顧客に関する売上収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
株式会社NTTデータ及びグループ会社	2,666,511	3,329,220

7. 企業結合

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。なお、連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の「現金及び現金同等物」の残高は、一致しております。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
現金及び預金	1,892,573	2,459,288
合計	1,892,573	2,459,288

(注) 「現金及び現金同等物」は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
売掛金	766,596	950,383
契約資産	125,623	67,436
未収入金	2,735	3,042
合計	894,954	1,020,860

(注) 「営業債権及びその他の債権」は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
仕掛品	12,318	18,179
その他	0	-
合計	12,318	18,179

仕掛品は主として顧客引渡し前の案件に係る、労務費、外注費及び経費であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において連結損益計算書の「売上原価」として費用認識された棚卸資産の金額及び評価減の金額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
「売上原価」として費用認識された棚卸資産の金額	142,462	68,263
評価減の金額	-	3,337
合計	142,482	71,601

11. その他の資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
流動資産		
前払費用	30,245	45,621
立替金	19,631	20,503
小計	49,876	66,124
非流動資産		
長期前払費用	218	9,978
小計	218	9,978
合計	50,094	76,102

12. 有形固定資産

有形固定資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

(1) 帳簿価額の増減

(単位：千円)

	建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	29,804	24,354	54,158
取得	-	4,711	4,711
減価償却費	3,514	17,144	20,658
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	26,290	11,921	38,211
取得	-	653	653
減価償却費	3,514	9,101	12,615
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	22,777	3,473	26,249

(注) 減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含めております。

(2) 取得原価

(単位：千円)

	建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	35,952	57,616	93,568
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	35,952	54,696	90,648
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	35,952	55,349	91,301

(注) 1. 所有権に対する制限がある有形固定資産及び負債の担保として抵当権が設定された有形固定資産はありません。

2. 有形固定資産の取得原価に含めた借入コストはありません。

(3) 減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	6,148	33,262	39,410
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	9,662	42,775	52,437
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	13,176	51,876	65,052

13. のれん及び無形資産

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

(1) 帳簿価額の増減

(単位：千円)

	のれん	無形資産	
		受注残	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	5,120,539	-	-
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	5,120,539	-	-
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	5,120,539	-	-

(2) 取得原価

(単位：千円)

	のれん	無形資産	
		受注残	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	5,120,539	-	-
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	5,120,539	-	-
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	5,120,539	-	-

(注) 所有権に対する制限がある無形資産及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。

(3) 償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	のれん	無形資産	
		受注残	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	-	-	-
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	-	-	-
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	-	-	-

14. リース

当社グループは、借手としてオフィスビル等の不動産、ネットワーク機器や事務用機器等のリースを行っております。

使用権資産の増加額、リースに係る費用及びキャッシュ・フローは、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
使用権資産の種類別の減価償却費		
建物附属設備	48,658	48,658
工具、器具及び備品	374	671
合計	49,032	49,329
リース負債に係る金利費用	2,282	2,001
短期リースに係る費用	-	-
少額資産のリースに係る費用(短期リース に係る費用を除く)	5,304	4,974
リースに係るキャッシュ・アウトフローの 合計額	53,531	56,283
使用権資産の増加額	4,861	-

(注) 1. 減価償却費、短期リースに係る費用及び少額資産のリースに係る費用は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。

2. リース負債に係る金融費用は、連結損益計算書の「金融費用」に含めております。

原資産の種類ごとの使用権資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	建物附属設備	工具、器具及び備品	合計
前連結会計年度期首(2023年3月1日)残高	428,517	1,278	429,795
前連結会計年度末(2024年2月29日)残高	377,558	5,766	383,324
当連結会計年度末(2025年2月28日)残高	326,600	5,095	331,695

15. 非金融資産の減損

(1) 減損損失

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

(2) のれんの減損テスト

連結財政状態計算書に計上されているのれん5,120,539千円は、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの前身である株式会社ライズ・ホールディングスが2020年12月25日に旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを取得した際に発生したものであります。

当社グループは、のれんについて、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

減損テストののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者が承認した5年間を限度とする事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。当連結会計年度の使用価値の算定に使用した割引率は、税引前加重平均資本コストの15.5%(前連結会計年度：20.1%)です。

なお、キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者が承認した事業計画の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては各期とも成長率をゼロとして使用価値を算定しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、回収可能価額は帳簿価額を十分に上回っていることから、減損損失は計上しておりません。なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
敷金及び保証金	62,838	62,838
合計	62,838	62,838
非流動資産	62,838	62,838

(単位：千円)

(注) 「その他の金融資産」は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別の内訳及び増減内容

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳及び増減内容は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	前連結会計年度期首 (2023年3月1日)	純損益を 通じて認識	その他	前連結会計年度末 (2024年2月29日)
繰延税金資産				
未払事業税	18,345	5,360	-	23,705
未払有給休暇	15,826	6,136	-	21,962
リース負債	126,040	14,652	-	111,388
資産除去債務	7,043	-	-	7,043
未払社会保険料	1,708	400	-	1,308
未確定債務	6,152	1,600	-	4,552
返金負債	-	4,689	-	4,689
賞与引当金	-	8,192	-	8,192
その他	8,478	322	-	8,156
合計	183,592	7,403	-	190,995
繰延税金負債				
資産除去債務	5,810	704	-	5,106
使用権資産	125,402	14,900	-	110,502
借入に関する取引コスト	10,384	2,076	-	8,308
合計	141,596	17,680	-	123,916
純額	41,996	25,083	-	67,079

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2024年3月1日)	純損益を 通じて認識	その他	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
繰延税金資産				
未払事業税	23,705	1,456	-	22,249
未払有給休暇	21,962	3,335	-	25,297
リース負債	111,388	14,738	-	96,650
資産除去債務	7,043	-	-	7,043
未払社会保険料	1,308	388	-	920
未確定債務	4,552	1,214	-	3,338
返金負債	4,689	12,065	-	16,754
賞与引当金	8,192	6,255	-	1,937
その他	8,156	2,636	-	10,792
合計	190,995	6,015	-	184,980
繰延税金負債				
資産除去債務	5,106	704	-	4,402
使用権資産	110,502	14,899	-	95,603
借入に関する取引コスト	8,308	8,308	-	-
合計	123,916	23,911	-	100,005
純額	67,079	17,896	-	84,975

(2) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
将来減算一時差異	2,390	-
繰越欠損金	13,311	-
合計	15,701	-

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の繰越期限は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降	13,311	-
合計	13,311	-

(3) 法人所得税費用の内訳

法人所得税費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期税金費用	487,617	507,906
繰延税金費用	23,185	17,626
合計	464,432	490,280

(4) 資本で直接認識された法人所得税費用の内訳

資本で直接認識された法人所得税費用の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
法人所得税費用		
新株発行のために直接要した費用	1,898	-
自己株式取得のために直接要した費用	-	270
合計	1,898	270

(5) 法定実効税率と実際負担税率との調整

法定実効税率と実際負担税率との調整は、以下のとおりです。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
法定実効税率	30.62	30.62
課税所得の算定上損金(益金)に算入されない項目	0.21	0.09
住民税均等割	0.14	0.13
法人税の特別税額控除	5.23	4.93
評価性引当金の増減	0.26	0.00
株式報酬費用	0.09	0.00
その他	0.00	0.22
実際負担税率	26.09	25.69

(注) 1. 当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として法定実効税率を計算しております。

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2027年3月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は30.62%から31.52%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
未払金	122,099	163,429
合計	122,099	163,429

(注) 「営業債務及びその他の債務」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

19. 借入金及びリース負債

(1) 借入金及びリース負債の内訳

借入金及びリース負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)	平均利率	返済期限
1年内返済予定の 長期借入金	525,657	532,000	1.10%	-
長期借入金(1年内 返済予定を除く)	1,575,442	1,063,790	1.10%	2026年～ 2028年
リース負債(流動)	51,541	51,116	0.55%	-
リース負債(非流動)	318,613	267,497	0.58%	2026年～ 2031年
合計	2,471,253	1,914,403	-	-
流動負債	577,198	583,116	-	-
非流動負債	1,894,055	1,331,287	-	-

(注) 1. 借入金及びリース負債は償却原価で測定する金融負債に分類しております。債務不履行の借入金はありません。

2. 借入金及びリース負債の期日別残高については、「32.金融商品(2)」に記載のとおりです。

3. 平均利率については、当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

20. 引当金

引当金の内訳及び増減内容は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	資産除去債務	賞与引当金	合計
前連結会計年度期首 (2023年3月1日)残高	23,000	-	23,000
期中増加額	-	26,754	26,754
期中減少額(目的使用)	-	-	-
期中減少額(戻入)	-	-	-
割引計算の期間利息費用	-	-	-
前連結会計年度末 (2024年2月29日)残高	23,000	26,754	49,754
期中増加額	-	6,327	6,327
期中減少額(目的使用)	-	26,754	26,754
期中減少額(戻入)	-	-	-
割引計算の期間利息費用	-	-	-
当連結会計年度末 (2025年2月28日)残高	23,000	6,327	29,327

引当金の連結財政状態計算書における内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
流動負債	26,754	6,327
非流動負債	23,000	23,000
合計	49,754	29,327

資産除去債務は、当社グループが使用する建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額により測定しております。これらの除去債務に関する支出の金額や時期の見積りは、現時点における事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込み額により測定しております。

21. その他の負債

その他の流動負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
契約負債	-	6,072
返金負債	15,313	54,715
未払費用	49,350	66,008
未払消費税等	192,299	197,775
預り金	49,290	64,762
未払有給休暇	71,723	82,617
その他	384	728
合計	378,359	472,677
流動負債	378,359	472,677

22. 従業員給付

当社グループは確定拠出型の退職後給付制度を採用しております。確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
確定拠出年金への掛金支払額	27,908	34,520

(注) 確定拠出年金への掛金支払額は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含めております。

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式数に関する事項

授権株式数及び発行済株式数の増減は、以下のとおりです。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
授権株式数		
普通株式(注2)	97,000,000	97,000,000
発行済株式数		
期首残高	2,426,711	24,430,450
株式分割(注2)	21,840,399	-
新株の発行(注3)	129,800	-
新株予約権の行使(注4)	33,540	225,310
期末残高	24,430,450	24,655,760

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。これにより、授権株式数が87,300,000株、発行済株式数が21,840,399株増加しております。

3. 2023年9月11日を払込期日とする有償一般募集による増資により、発行済株式総数が129,800株、資本金が51,303千円、資本剰余金が47,003千円増加しております。

当社株式は、2023年9月12日に東京証券取引所グロース市場に上場しております。

4. 前連結会計年度では、第1回新株予約権の行使により、発行済株式総数が33,540株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,677千円増加しております。当連結会計年度では、第1回新株予約権の行使により、発行済株式総数が225,310株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ11,266千円増加しております。

(2) 自己株式

自己株式の増減は、以下のとおりです。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
自己株式数		
期首残高	-	-
期中増加(注)1	-	374,500
期中減少(注)2	-	28,300
期末残高	-	346,200

- (注) 1. 当連結会計年度の期中増加は、2024年4月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得によるものであります。
2. 当連結会計年度の期中減少は、2024年5月31日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。当社は譲渡制限付株式報酬制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しております。なお、契約条件及び金額等は、注記「31. 株式に基づく報酬」に記載しております。

(3) 各種剰余金の内容及び目的

資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

(4) 資本からの控除として会計処理した取引コストの金額

前連結会計年度に資本からの控除として会計処理した取引コストの金額は、4,300千円(税効果考慮後)であります。

当連結会計年度においては、612千円(税効果考慮後)であります。

(5) 配当に関する事項

配当金の支払額

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	218,786千円	9.00円	2025年2月28日	2025年5月30日

24. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を、財又はサービスの移転時期により分解しております。これらの分解した収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
収益認識の時期		
一定の期間にわたり移転されるサービス	5,793,293	7,482,320
一時点で移転される財及びサービス	362,679	197,546
合計	6,155,972	7,679,866

当社グループは、コンサルティング業務及びこれに付随する事業を行っており、報告セグメントはコンサルティング事業の単一セグメントであることから、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスは、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3か月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

一時点で移転される財及びサービス

一時点で移転される財及びサービスは、顧客との契約により成果物を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。顧客に引渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね3か月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	766,596	950,383
契約資産	125,623	67,436
契約負債	-	6,072
返金負債	15,313	54,715

- (注) 1. 契約資産は、各報告期間の末日時点で全部又は部分的に完了しているが、まだ支払に対する権利を得ていない作業の対価に関連するものです。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約資産の増減は、収益認識（契約資産の増加）と、営業債権への振替（契約資産の減少）により生じたものであります。
2. 契約負債は、顧客からの前受金に関連するものです。前連結会計年度及び当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、それぞれの連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。
3. 返金負債は、顧客へのサービス提供に対し、将来返金が見込まれる金額を計上したのになります。計上金額については、契約条件などに基づき算定しております。連結財政状態計算書において、その他の流動負債に含めております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

25. 売上原価

売上原価の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
人件費	2,150,257	2,730,987
外注費	407,845	644,528
減価償却費	11,298	5,982
その他	34,332	70,781
合計	2,603,732	3,452,278

人件費の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
給料及び手当	1,906,153	2,411,349
法定福利費	223,721	294,659
確定拠出年金への掛金支払額	20,383	24,979
合計	2,150,257	2,730,987

(注) 確定拠出年金への掛金支払額については、「22.従業員給付」に記載のとおりです。

26. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
人件費	1,111,817	1,442,994
広告宣伝費	53,484	35,811
租税公課	65,704	74,458
支払手数料	188,101	395,382
支払報酬	55,241	66,123
減価償却費及び償却費	60,729	58,332
地代家賃	11,176	11,271
その他	182,146	193,781
合計	1,728,398	2,278,151

人件費の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
役員報酬、給料及び手当	990,362	1,294,706
法定福利費	88,565	127,854
確定拠出年金への掛金支払額	7,525	9,541
株式報酬費用	5,327	-
その他	20,038	10,894
合計	1,111,817	1,442,994

(注) 1. 確定拠出年金への掛金支払額については、「22.従業員給付」に記載のとおりです。
2. 株式報酬費用については、「31.株式に基づく報酬」に記載のとおりです。

27. その他の収益及び費用

その他の収益及び費用の内訳は、以下のとおりです。

(1) その他の収益

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
助成金収入	330	675
その他	4,338	8,347
合計	4,668	9,023

(注) 助成金収入は、従業員の雇用に係る助成金を受けとったものであります。

(2) その他の費用

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
上場関連費用	19,419	-
その他	3,643	-
合計	23,062	-

28. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりです。

(1) 金融収益

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	11	899
合計	11	899

(2) 金融費用

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	16,604	21,615
リース負債	2,282	2,001
借入関連費用		
償却原価で測定する金融負債	6,782	27,130
合計	25,668	50,746

29. 1 株当たり当期利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

基本的1株当たり当期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益		
親会社の所有者に帰属する当期利益(千円)	1,315,359	1,418,334
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(千円)	1,315,359	1,418,334
発行済普通株式の期中平均株式数(株)	24,337,610	24,181,024

基本的1株当たり当期利益(円)

54.04

58.65

(注) 当社は2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しています。

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

希薄化後1株当たり当期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
希薄化後の普通株主に帰属する当期利益		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(千円)	1,315,359	1,418,334
当期利益調整額(千円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(千円)	1,315,359	1,418,334
発行済普通株式の期中平均株式数(株)	24,337,610	24,181,024
希薄化効果の影響：ストック・オプション(株)	992,303	865,988
希薄化効果の調整後(株)	25,329,913	25,047,012

希薄化後1株当たり当期利益(円)

51.92

56.62

(注) 当社は2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、希薄化後1株当たり当期利益を算定しています。

30. キャッシュ・フロー情報

(1) 非資金取引

重要な非資金取引の内容は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
リース取引による使用权資産の取得	4,861	-

(2) 財務活動から生じた負債の変動

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	前連結会計年度 期首 (2023年 3月1日)	キャッシュ・ フローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない 変動		前連結会計年度 末 (2024年 2月29日)
			新規リース	その他	
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,626,757	532,440	-	6,783	2,101,100
リース負債 (流動・非流動合計)	413,040	51,284	4,861	3,537	370,154
合計	3,039,797	583,724	4,861	10,320	2,471,254

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首 (2024年 3月1日)	キャッシュ・ フローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない 変動		当連結会計年度 末 (2025年 2月28日)
			新規リース	その他	
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,101,100	532,440	-	27,130	1,595,790
リース負債 (流動・非流動合計)	370,154	54,283	-	2,742	318,613
合計	2,471,254	586,723		29,872	1,914,403

31. 株式に基づく報酬

(1) ストック・オプション制度

ストック・オプション制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役及び従業員に対して付与されております。

当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。

当社におけるストック・オプション制度の内容は以下のとおりです。

種類	第1回 新株予約権
付与日	2021年6月1日
付与数(株)	865,530
権利行使期間	自 2023年6月1日 至 2031年5月28日
決済方法	持分決済
権利確定条件	付与日(2021年6月1日)から権利確定日(2023年6月1日)まで継続して勤務していること

(注) 当社は2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、以下のとおりです。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

(a) 第1回新株予約権

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	752,480	100	674,910	100
権利付与	-	-	-	-
権利行使	33,540	100	225,310	100
権利失効	44,030	100	36,370	100
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	674,910	100	413,230	100
期末行使可能残高	323,830	100	413,230	100

(注) 当社は2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、株式数及び加重平均株価を算定しています。

付与されたストック・オプションの公正価値及び公正価値の見積方法

ストック・オプション1単位の公正価値の見積りはブラック・ショールズ・モデルにより計算しております。このモデルにインプットされた条件は、以下のとおりです。

	第1回 新株予約権
公正価値(円)	62
付与日の株価(円)(注)1	100
行使価格(円)	100
予想ボラティリティ(%) (注)2	56.0%
オプションの残存期間(年)	10.0年
予想配当	行われぬ
リスクフリー・レート(%)	0.07%

- (注) 1. スtock・オプションの対象株式は付与時点で非上場株式であったため、当社が2021年3月に実施した時価増資時の発行価額を採用しております。
2. 当社と類似の上場企業の実績ボラティリティをもとに見積っております。
3. 当社は2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の行使価格に換算して記載しております。

(2) 信託型新株予約権インセンティブプラン

信託型新株予約権インセンティブプランの内容

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、持分決済型の株式報酬制度としての信託型新株予約権インセンティブプラン(以下「本制度」という。)を採用しております。本制度は、当社の法人主要株主等であるSunrise Capital, L.P.が委託者として、受託者との間で締結した新株予約権設定契約に基づき、拠出した金銭を原資として信託(以下「本信託」という。)を設定し、本信託が当社新株予約権の取得を行い、当社の取締役及び従業員のうち一定の要件を充足するものに対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社新株予約権を交付するインセンティブプランであります。

当該ポイントは、当社が定める交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度に応じて付与されるものであり、各役職員等に交付される当社新株予約権の数は、付与されたポイント数によって定まります。なお、本信託に割り当てられた新株予約権の内容は以下のとおりであります。

種類	第2回 新株予約権
付与日	2022年9月2日
付与数(株)	439,410
権利行使期間	自 2022年9月7日 至 2030年8月31日
決済方法	持分決済
権利確定条件	(注)1

- (注) 1. 権利確定条件には一定の業績条件を付しております。一定の業績条件は2024年2月期から2026年2月期までの期間を対象としており、単年度毎の業績達成要件を設定しております。また、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません
2. 当社は2023年6月28日付の取締役会決議により、2023年7月14日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております

なお、当連結会計年度末においてポイントは付与されておりません。

(3) 譲渡制限付株式報酬

当社は、当連結会計年度より、当社の社外取締役を除く取締役に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

当社の社外取締役を除く取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬を導入しております。

(a) 株式報酬費用

当該株式報酬制度に関して計上された費用は、当連結会計年度13,754千円であります。

(b) 株式報酬制度の内容

本制度は、取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象取締役等は当該割当契約によって交付された株式を当該割当契約に定める一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものであります（以下「譲渡制限」という。）。

譲渡制限は、取締役等が譲渡制限期間中継続して当社又は子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限が解除されます。

他方で、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない株式については、原則として当社が無償で取得する仕組みとしております。

	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
譲渡制限付株式の付与数	28,300株
付与日における公正価値	1株につき648円
公正価値測定の算定方法	取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算定
譲渡制限期間	2024年6月28日から2025年6月1日

(4) 株式報酬取引が純損益に与えた影響額

株式報酬に係る費用の認識額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
株式報酬に係る費用	5,327	13,754

32. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、中長期的に持続的成長を続け、企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、以下のとおりです。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
自己資本(千円)	5,156,069	6,314,680
自己資本比率(%)	60.5	68.6
純有利子負債(千円)	578,680	544,884

自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計

自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

純有利子負債：有利子負債から現金及び現金同等物を控除したもの

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・金利リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループは為替リスク及び株式市場リスクを考慮すべき金融商品の保有はなく、これらのリスクには晒されておられません。

信用リスク管理

信用リスクとは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。信用リスクは、主に当社グループの顧客に対する債権から生じます。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、取締役会にて議論を行い今後の対応について検討し、必要に応じて取引先の信用力、回収状況及び滞留債権の状況等に基づいて予想信用損失を見積り、貸倒引当金を設定しております。なお、当社グループは、特定の相手先に対して過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、期日を超過している債権はないため貸倒引当金は認識しておりません。

流動性リスク

(a) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(b) 流動性リスクに関する定量的情報

金融負債の期日別残高は、以下のとおりです。契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

前連結会計年度末(2024年2月29日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及びその他の 債務	122,099	122,099	122,099	-	-	-	-	-
借入金	2,101,100	2,159,926	545,961	542,199	538,492	533,274	-	-
リース負債	370,154	400,830	56,593	55,886	53,454	53,184	53,184	128,529
合計	2,593,353	2,682,855	724,653	598,085	591,946	586,458	53,184	128,529

当連結会計年度末(2025年2月28日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及びその 他の債務	163,429	163,429	163,429	-	-	-	-	-
借入金	1,595,790	1,621,131	546,258	540,497	534,376	-	-	-
リース負債	318,613	344,237	55,886	53,454	53,184	53,184	53,184	75,345
合計	2,077,832	2,128,798	765,573	593,951	587,561	53,184	53,184	75,345

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりましたが、当連結会計年度において契約を解除しております。この契約に基づく借入未実行残高等は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	500,000	-
借入実行残高	-	-
差引額	500,000	-

金利リスク管理

(a) 金利リスク管理

当社グループは、金融機関から借入を行っており、借入に係る利息金額は、市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

(b) 金利変動リスクの感応度分析

各報告期間において、金利が1%上昇した場合の税引前当期利益に与える影響額は、以下のとおりです。なお、当該分析は他のすべての変数が一定であると仮定しております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
税引前当期利益	24,137	22,239

(3) 金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。レベル間の振替は、振替のあった各四半期の期末日に認識します。

なお、当社グループは公正価値で測定する金融商品及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しておりません。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値の比較は、次のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2024年2月29日)	当連結会計年度末 (2025年2月28日)
--	--------------------------	--------------------------

	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産				
敷金及び保証金	62,838	59,579	62,838	57,709
償却原価で測定する金融負債				
長期借入金	2,101,100	2,124,642	1,595,790	1,592,664
(注) 長期借入金は、1年以内返済予定の長期借入金残高を含んでおります				

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらはすべて短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(b) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(c) 長期借入金

長期借入金の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

33. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社グループと関連当事者との間で行われた重要な取引の内容は、以下のとおりであります。

親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

親会社以外の関連当事者との取引
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社グループと関連当事者との間で行われた重要な取引の内容は、以下のとおりであります。

親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

親会社以外の関連当事者との取引
該当事項はありません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりです。

(単位：千円)

種類	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
短期従業員給付	561,586	500,757
株式報酬費用	2,791	13,754
合計	564,377	514,511

34. 主要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、以下のとおりです。

名称	所在地	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)
株式会社ライズ・クロス	東京都港区	コンサルティング事業	100.0

35. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (千円)	1,678,202	3,579,984	5,504,591	7,679,866
税引前中間(当期)(四半期)利益 (千円)	347,882	804,291	1,270,084	1,908,614
親会社の所有者に帰属する中間(当期)(四半期)利益 (千円)	261,838	583,151	904,154	1,418,334
基本的1株当たり中間(当期)(四半期)利益 (円)	10.37	24.09	37.40	58.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益 (円)	10.77	13.33	13.30	21.24

(注) 1. 第1四半期については、旧金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定による四半期報告書を提出しております。

2. 第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しており、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューを受けております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,857,638	2,368,735
売掛金及び契約資産	892,218	1,011,139
仕掛品	12,317	18,178
貯蔵品	0	-
前払費用	31,344	49,415
その他	¹ 30,225	¹ 28,453
流動資産合計	2,823,745	3,475,922
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	42,965	37,151
工具、器具及び備品	11,920	3,472
リース資産	5,765	5,094
有形固定資産合計	60,651	45,719
無形固定資産		
のれん	2,926,022	2,194,516
無形固定資産合計	2,926,022	2,194,516
投資その他の資産		
関係会社株式	49,000	49,000
長期前払費用	208	9,976
繰延税金資産	46,551	51,217
その他	62,569	62,569
投資その他の資産合計	158,329	172,762
固定資産合計	3,145,003	2,412,998
資産合計	5,968,748	5,888,921

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 532,440	532,000
リース債務	3,408	2,701
未払金	1 106,778	1 149,260
未払費用	49,350	66,007
未払法人税等	344,215	290,815
前受金	-	6,072
賞与引当金	26,754	6,326
預り金	49,254	64,762
その他	206,674	247,340
流動負債合計	1,318,876	1,365,286
固定負債		
長期借入金	2 1,595,790	1,063,790
リース債務	2,971	269
資産除去債務	23,000	23,000
固定負債合計	1,621,761	1,087,059
負債合計	2,940,637	2,452,346
純資産の部		
株主資本		
資本金	162,980	174,245
資本剰余金		
資本準備金	52,980	64,245
その他資本剰余金	2,100,862	2,096,532
資本剰余金合計	2,153,843	2,160,778
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	710,936	1,378,511
利益剰余金合計	710,936	1,378,511
自己株式	-	277,311
株主資本合計	3,027,759	3,436,223
新株予約権	351	351
純資産合計	3,028,111	3,436,575
負債純資産合計	5,968,748	5,888,921

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
売上高	6,155,372	7,671,154
売上原価	1 2,605,438	1 3,452,191
売上総利益	3,549,933	4,218,963
販売費及び一般管理費	1, 2 2,415,610	1, 2 3,058,860
営業利益	1,134,323	1,160,102
営業外収益		
受取利息	11	863
経営指導料	1 4,800	1 7,923
確定拠出年金返還金	3,032	5,420
その他	1,634	3,602
営業外収益合計	9,478	17,809
営業外費用		
支払利息	16,589	17,980
株式交付費	6,198	-
上場関連費用	19,418	-
シンジケートローン手数料	3,628	4,515
その他	14	-
営業外費用合計	45,849	22,495
経常利益	1,097,952	1,155,416
税引前当期純利益	1,097,952	1,155,416
法人税、住民税及び事業税	487,437	492,507
法人税等調整額	15,295	4,665
法人税等合計	472,141	487,841
当期純利益	625,810	667,575

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		2,150,193	82.7	2,732,215	79.0
外注費		404,884	15.6	653,325	18.9
経費		45,680	1.8	72,510	2.1
当期総費用		2,600,758		3,458,052	
期首仕掛品棚卸高		16,997		12,317	
合計		2,617,755		3,470,369	
期末仕掛品棚卸高		12,317		18,178	
売上原価		2,605,438		3,452,191	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算によっております。

主な内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
旅費交通費	19,046		32,320	
減価償却費	11,261		5,912	
支払手数料	11,478		23,491	
消耗品費	26		6,087	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	110,000	-	2,100,862	2,100,862	85,125	85,125	-	2,295,988	351	2,296,339
当期変動額										
新株の発行	51,303	51,303	-	51,303	-	-	-	102,606	-	102,606
新株の発行(新株予約権の行使)	1,677	1,677	-	1,677	-	-	-	3,354	-	3,354
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	625,810	625,810	-	625,810	-	625,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	52,980	52,980	-	52,980	625,810	625,810	-	731,771	-	731,771
当期末残高	162,980	52,980	2,100,862	2,153,843	710,936	710,936	-	3,027,759	351	3,028,111

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	162,980	52,980	2,100,862	2,153,843	710,936	710,936	-	3,027,759	351	3,028,111
当期変動額										
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行(新株予約権の行使)	11,265	11,265	-	11,265	-	-	-	22,531	-	22,531
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	299,980	299,980	-	299,980
自己株式の処分	-	-	4,330	4,330	-	-	22,668	18,338	-	18,338
当期純利益	-	-	-	-	667,575	667,575	-	667,575	-	667,575
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	11,265	11,265	4,330	6,935	667,575	667,575	277,311	408,463	-	408,463
当期末残高	174,245	64,245	2,096,532	2,160,778	1,378,511	1,378,511	277,311	3,436,223	351	3,436,575

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	7年
-----	----

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込み額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しております。

6 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

- ステップ1 : 契約の識別
- ステップ2 : 履行義務の識別
- ステップ3 : 取引価格の算定
- ステップ4 : 履行義務への取引価格の配分
- ステップ5 : 履行義務の充足による収益の認識

当社における主なサービスの収益認識の方法は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスは、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであることから、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3カ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

一時点で移転される財及びサービス

一時点で移転される財及びサービスは、顧客との契約により成果物を提供する義務を負っているコンサルティング業務となります。顧客に引渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3カ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	60,651	45,719
無形固定資産	2,926,022	2,194,516

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを検討しております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識の判定を実施しております。減損損失の測定は、資産又は資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識することとなります。回収可能価額は、資産又は資産グループの処分費用控除後の正味売却価額と使用価値（割引後将来キャッシュ・フロー）のいずれか高い金額を使用しております。

減損損失の認識の判定を実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは将来見込まれる経営成績に対する著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更又は事業戦略全体の変更等が含まれます。

当事業年度において、当社は継続して営業利益を計上しており、また、経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みがないことから、減損の兆候はないと判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、兆候を識別し、その結果、減損処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
短期金銭債権	9,873	4,908
短期金銭債務	6,736	990

2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりましたが、当事業年度において契約を解除しております。この契約に基づく借入未実行残高等は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	500,000	-
借入実行残高	-	-
差引額	500,000	-

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業取引による取引高		
売上原価	3,560	630
販売費及び一般管理費	61,237	75,659
営業取引以外の取引による取引高	4,800	7,923

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
役員報酬	163,753	198,003
給与及び手当	769,890	1,084,399
減価償却費及び償却費	12,070	9,673
のれん償却費	731,505	731,505
支払手数料	236,307	468,619
賞与引当金繰入額	26,754	6,326
おおよその割合		
販売費	12.7 %	17.5 %
一般管理費	87.3 %	82.5 %

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
子会社株式	49,000	49,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	23,704	20,830
賞与引当金	8,192	1,937
資産除去債務	7,042	7,042
未払社会保険料	1,307	919
未確定債務	4,552	3,337
返金負債	4,688	16,753
その他	2,169	4,797
繰延税金資産小計	51,657	55,619
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	51,657	55,619
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,105	4,401
繰延税金負債合計	5,105	4,401
繰延税金資産の純額	46,551	51,217

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%	0.15%
住民税均等割等	0.21%	0.20%
特別税額控除	8.48%	8.14%
のれん償却額	20.40%	19.39%
その他	0.00%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.00%	42.22%

3. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2027年3月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は30.62%から31.52%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表の注記「24. 売上収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物附属設備	42,965	-	-	5,813	37,151	21,800
工具、器具及び備品	11,920	653	-	9,101	3,472	51,876
リース資産	5,765	-	-	670	5,094	1,587
有形固定資産計	60,651	653	-	15,585	45,719	75,265
無形固定資産						
のれん	2,926,022	-	-	731,505	2,194,516	-
無形固定資産計	2,926,022	-	-	731,505	2,194,516	-

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

工具、器具及び備品	従業員用PCの取得	297千円
-----------	-----------	-------

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	26,754	6,326	26,754	6,326
受注損失引当金	-	3,337	-	3,337

(注) 受注損失引当金は、対応する仕掛品との相殺前の金額で記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.rise-cg.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第4期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)2024年5月31日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年5月31日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第5期第1四半期(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日) 2024年7月12日 関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

事業年度 第5期中(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日) 2024年10月15日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2024年6月4日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 2024年6月10日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2(役員候補者の指名)の規定に基づく臨時報告書 2025年4月7日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書 2025年4月24日 関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2024年6月14日、2024年7月12日、2024年8月15日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ
取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 中村 直樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士 津田 格朗

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ライズ・コンサルティング・グループ及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

資金生成単位である親会社に配分されたのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ライズ・コンサルティング・グループの連結財政状態計算書において、のれん5,120,539千円が計上されており、総資産に占める割合は55.7%である。</p> <p>当該のれんは連結財務諸表注記「15. 非金融資産の減損」に記載のとおり、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの前身である株式会社ライズ・ホールディングスが旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを取得した際に発生したものである。</p> <p>連結財務諸表注記「3. 重要性がある会計方針 (9) 非金融資産の減損」、「15. 非金融資産の減損」に記載されているとおり、のれんを含む資金生成単位は、毎期及び減損の兆候がある場合に減損テストの実施が求められている。減損テストにおける回収可能価額の算定に当たっては、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方が採用され、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>株式会社ライズ・コンサルティング・グループは資金生成単位である親会社に配分されたのれんの減損テストを実施するにあたり、使用価値により回収可能価額を算定している。使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した5年間を限度とする事業計画とその後の成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定している。</p> <p>なお、当連結会計年度において使用価値を算定した結果、資金生成単位の使用価値が帳簿価額合計を上回ったため、のれんに係る減損損失は認識していない。</p> <p>使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が承認した事業計画を基礎として見積もられるが、当該事業計画に含まれる将来の稼働対象コンサルタント人員数、稼働対象コンサルタント平均単価及び稼働対象コンサルタント稼働率の予測には高い不確実性を伴うため、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。また、使用価値の算定に用いる割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する専門知識を必要とする。</p> <p>また、総資産に占めるのれんの割合が大きいことから、減損テストの判断は慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、資金生成単位である親会社に配分されたのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、資金生成単位である親会社に配分されたのれんの減損評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者によるのれんの減損テストに係るプロセスを理解した。 ・ 経営者への質問を実施すると共に、取締役会の議事録及び関連資料を閲覧することにより、会社の直近の事業環境を理解した。 ・ 会社が実施した減損テストの評価結果を入手し、計算過程を再計算することにより、経営者の減損テストの計算結果の正確性を評価した。 ・ 将来キャッシュ・フローの見積りに経営者が使用した事業計画について、取締役会で承認された事業計画との整合性を検討した。また、事業計画の重要な仮定である稼働対象コンサルタント人員数、稼働対象コンサルタント平均単価、稼働対象コンサルタント稼働率それぞれの見積りについて、過去の実績や利用可能な市場予測等の外部データとの比較を実施し、その合理性及び実行可能性を検討した。 ・ 事業計画と実績を比較することにより、経営者による見積りの合理性を評価した。 ・ 割引率について、計算の正確性を検討し、基礎となるリスクフリー・レート、ベータ値、リスク・プレミアム等と外部機関が公表しているデータを照合し検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ
取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 中村 直樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士 津田 格朗

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2024年3月1日から2025年2月28日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ライズ・コンサルティング・グループの貸借対照表において、のれん2,194,516千円が計上されており、総資産に占める割合は37.3%である。当該のれんは株式会社ライズ・コンサルティング・グループの前身である株式会社ライズ・ホールディングスが旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループを企業結合した際に発生したものである。</p> <p>のれんは定期的に償却されるが、注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、のれんが配分された資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、当該のれんが配分された資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とこれらの帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、減損損失を認識することとなる。なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い金額をいう。</p> <p>当事業年度において、のれんが配分された資産グループは継続して営業利益を計上しており、また、経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みがないことから、会社は、のれんが配分された資産グループに減損の兆候はないと判断している。</p> <p>経営環境の著しい悪化の有無を判断するために使用する将来の事業計画は、連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項「資金生成単位である親会社に配分されたのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」に記載のとおり、稼働対象コンサルタント人員数、稼働対象コンサルタント平均単価及び稼働対象コンサルタント稼働率といった将来予測の仮定が含まれる。これらに係る経営者による判断が、減損の兆候の判断に重要な影響を及ぼす。</p> <p>また、総資産に占めるのれんの割合が大きいことから、減損の兆候の判断は慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、のれんが配分された資産グループに係る減損の兆候に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんが配分された資産グループの減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者によるのれんが配分された資産グループの減損の兆候の識別に関連するプロセスを理解した。 ・経営者への質問を実施すると共に、取締役会の議事録及び関連資料を閲覧することにより、会社の直近の事業環境を理解した。 ・のれんが配分された資産グループの減損の兆候の識別に用いられる事業計画における、重要な仮定である稼働対象コンサルタント人員数、稼働対象コンサルタント平均単価及び稼働対象コンサルタント稼働率それぞれの見積りについて、過去の実績や利用可能な市場予測等の外部データとの比較を実施し、その合理性及び実行可能性を検討した。 ・事業計画と実績を比較することにより、経営者による見積りの合理性を評価した。 ・重要な仮定である稼働対象コンサルタント人員数、稼働対象コンサルタント平均単価及び稼働対象コンサルタント稼働率の予測の適切性についての評価結果や、過去の事業計画の達成状況及び計画との差異の原因についての検討結果を踏まえて、減損の兆候がないとする経営者の判断について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。